



# 茨城県報

第 2780 号

平成28年3月31日

木曜日

## 目 次

### 規 則

ページ

●老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿福祉課）	3
●介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿福祉課）	4
●介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿福祉課）	4
●介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（長寿福祉課）	5
●茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	5
●茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	5
●茨城県理容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	6
●茨城県美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	6
（ 教 育 委 員 会 ）	
●茨城県立中央青年の家管理規則等の一部を改正する規則	7
●学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	10
●茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則	13
（ 公 安 委 員 会 ）	
●行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	14
（ 人 事 委 員 会 ）	
●管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	16
●職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	17
●茨城県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	22
●地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則	22
告 示	
●青少年に有害な図書等の指定（女性青少年課）	74
●救急告示病院の申出事項の変更（医療対策課）	75
●指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）	75
●指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）	76

●指定介護老人福祉施設の指定 (長寿福祉課) .....	76
●指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) .....	76
●指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	77
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (3件) (障害福祉課) .....	78
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (3件) (障害福祉課) .....	78
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定更 新 (7件) (障害福祉課) .....	79
●大規模小売店舗の変更の届出 (5件) (中小企業課) .....	81
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (8件) (中小企業課) .....	85
●保安林の指定の予定 (林業課) .....	91
●定款変更の認可 (農村計画課) .....	91
●県道路線の廃止 (道路維持課) .....	92
●道路の供用の開始 (3件) (道路維持課) .....	92
●水害予防組合の廃止 (河川課) .....	93
●土砂災害警戒区域等の指定 (河川課) .....	93
●土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (河川課) .....	97
●港湾施設の概要 (港湾課) .....	97
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) .....	124
●事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	124
●建築士法第15条第3号の規定に基づき知事が定める受験資格の一部改正 (建築指導課) .....	125
●公所及びか所の一部改正 (会計管理課) .....	125
●土地改良区役員の就退任 (農林事務所) .....	126
( 警 察 本 部 )	
●茨城県情報公開条例施行規程及び茨城県個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 ..	127
( 人 事 委 員 会 )	
●労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の一部改正 .....	128
公 告	
●落札者等の公示 (2件) (広報広聴課) .....	128
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	129
●管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....	130
●管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) .....	131
●農用地利用配分計画の認可の申請 (農業経営課) .....	132
●基幹道路の整備事業の廃止 (道路建設課) .....	134
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) .....	134
●都市公園の区域の変更 (公園街路課) .....	135
●開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課) .....	137
●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部改正 (建築指導課) .....	138
●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則の一部改正 (建築指導課) .....	138

●建築士を対象とする講習の指定について (2件) (建築指導課) .....	138
(病 院 局)	
●落札者等の公示 .....	140
(監 査 委 員)	
●定期監査の公表 .....	141
●財政的援助団体等の監査の公表 .....	150
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令 .....	154
●茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令 .....	154
(人 事 委 員 会)	
●茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 .....	154
●茨城県人事委員会事務局におけるグループ制による事務事業の執行に関する規程を廃止する訓令 .....	155
●茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 .....	155
●茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令 .....	155
●茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 .....	156
規 程	
(企 業 局)	
●茨城県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 .....	156
●企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 .....	157
(茨城海区漁業調整委員会)	
●茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程 .....	158

## 規 則

### 茨城県規則第26号

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年茨城県規則第25号) の一部を次のように改正する。

第9条第10項中「第42条第1項」を「第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



**茨城県規則第27号**

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第29条及び第30条を次のように改める。

第29条及び第30条 削除

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**茨城県規則第28号**

介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年茨城県規則第28号）付則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第3号中「の指定」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定」に、「以下この号において同じ」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この号において「指定通所介護等」という）に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 茨城県規則第29号

介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年茨城県規則第28号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「指定通所介護事業者をいう。」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下この号において同じ」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この号において「指定通所介護等」という）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

#### 茨城県規則第30号

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生条例施行規則（昭和40年茨城県規則第102号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第5号中「60日」を「3月」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

#### 茨城県規則第31号

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

茨城県食品衛生法施行細則（昭和47年茨城県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第5号中「60日」を「3月」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

---

**茨城県規則第32号**

茨城県理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県理容師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県理容師法施行細則（平成10年茨城県規則第10号）の一部を次のように改正する。第6条第4号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同条第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。

様式第1号中「7 開設予定年月日 年 月 日」を

「7 開設予定年月日 年 月 日

8 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。以下同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称

名称

に

9 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合（8に該当する場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日 年 月 日

改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**茨城県規則第33号**

茨城県美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県美容師法施行細則の一部を改正する規則

茨城県美容師法施行細則（平成10年茨城県規則第11号）の一部を次のように改正する。第6条第4号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同条第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。

様式第1号中「7 開設予定年月日 年 月 日」を

「7 開設予定年月日 年 月 日

8 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。以下同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称

名称

に

9 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合（8に該当する場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日

改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 3 号

茨城県立中央青年の家管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3 月31日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

(茨城県立中央青年の家管理規則の一部改正)

第 1 条 茨城県立中央青年の家管理規則 (昭和44年茨城県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第 8 条第 1 項中「条例第11条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同項第 2 号中「身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) の規定に基づく知的障害者援護施設又は老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) の規定に基づく障害者支援施設」に改め、同項第 3 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者」を「身体障害者手帳、療育手帳」に改める。

(茨城県立里美野外活動センター管理規則の一部改正)

第 2 条 茨城県立里美野外活動センター管理規則 (昭和47年茨城県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第 8 条第 1 項中「条例第11条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者 (以下「障害者等」という。) 及び付添人が使用するとき。ただし、付添人は、当該障害者等 1 人につき 1 人に限る。 利用料金の全額

(茨城県立少年自然の家管理規則の一部改正)

第 3 条 茨城県立少年自然の家管理規則 (昭和53年茨城県教育委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第 8 条第 1 項中「条例第11条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同項第 2 号中「身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) の規定に基づく知的障害者援護施設又は老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) の規定に基づく障害者支援施設」に改め、同項第 3 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者」を「身体障害者手帳、療育手帳」に改める。

(茨城県立歴史館管理規則の一部改正)

第 4 条 茨城県立歴史館管理規則 (昭和56年茨城県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 3 号中「身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) の規定に基づく知的障害者援護施設及び老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法 (昭和38年法律第133号) の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) の規定に基づく障害者支

援施設」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第 4 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者及び」を「身体障害者手帳、療育手帳又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

(茨城県近代美術館管理規則の一部改正)

第 5 条 茨城県近代美術館管理規則（昭和63年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 項第 3 号中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者援護施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害者支援施設」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第 4 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者及び」を「身体障害者手帳、療育手帳又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

様式第 1 号中

1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 中等教育学校  
5 特別支援学校 6 児童福祉法 7 身体障害者福祉法  
8 知的障害者福祉法 9 老人福祉法 10 生活保護法  
11 その他

を

1 小学校 2 中学校 3 義務教育学校 4 高等学校  
5 中等教育学校 6 特別支援学校 7 児童福祉施設  
8 老人福祉施設 9 障害者支援施設  
10 その他（ ）

に改める。

(茨城県水戸生涯学習センター管理規則の一部改正)

第 6 条 茨城県水戸生涯学習センター管理規則（平成 5 年茨城県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第12条第 1 項中「条例第11条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削る。

(ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則の一部改正)

第 7 条 ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成 6 年茨城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 項第 3 号中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者援護施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害者支援施設」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第 4 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者及び」を「身体障害者手帳、療育手帳又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

様式第 1 号中



- |            |         |            |          |
|------------|---------|------------|----------|
| 1 小学校      | 2 中学校   | 3 高等学校     | 4 中等教育学校 |
| 5 特別支援学校   | 6 児童福祉法 | 7 身体障害者福祉法 |          |
| 8 知的障害者福祉法 | 9 老人福祉法 | 10 生活保護法   |          |
| 11 その他     |         |            |          |

を

- |          |           |          |        |
|----------|-----------|----------|--------|
| 1 小学校    | 2 中学校     | 3 義務教育学校 | 4 高等学校 |
| 5 中等教育学校 | 6 特別支援学校  | 7 児童福祉施設 |        |
| 8 老人福祉施設 | 9 障害者支援施設 |          |        |
| 10 その他 ( |           |          | )      |

に改める。

(茨城県県西生涯学習センター管理規則の一部改正)

第 8 条 茨城県県西生涯学習センター管理規則 (平成 6 年茨城県教育委員会規則第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第 11 条第 1 項中「条例第 11 条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削る。

(茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の一部改正)

第 9 条 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則 (平成 9 年茨城県教育委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第 11 条第 1 項中「条例第 11 条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同項第 3 号中「身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) の規定に基づく知的障害者援護施設又は老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) の規定に基づく障害者支援施設」に改め、同項第 4 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者」を「身体障害者手帳、療育手帳」に改める。

(茨城県県南生涯学習センター管理規則の一部改正)

第 10 条 茨城県県南生涯学習センター管理規則 (平成 9 年茨城県教育委員会規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第 11 条第 1 項中「条例第 11 条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削る。

(茨城県陶芸美術館管理規則の一部改正)

第 11 条 茨城県陶芸美術館管理規則 (平成 11 年茨城県教育委員会規則第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 3 号中「身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) の規定に基づく身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) の規定に基づく知的障害者援護施設及び老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) の規定に基づく老人福祉施設」を「老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) の規定に基づく老人福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) の規定に基づく障害者支

援施設」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第 4 号中「身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者、療育手帳を有する者及び」を「身体障害者手帳、療育手帳又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

様式第 1 号中

1	小学校	2	中学校	3	高等学校	4	中等教育学校
5	特別支援学校	6	児童福祉法	7	身体障害者福祉法		
8	知的障害者福祉法	9	老人福祉法	10	生活保護法		
11	その他						

を

1	小学校	2	中学校	3	義務教育学校	4	高等学校
5	中等教育学校	6	特別支援学校	7	児童福祉施設		
8	老人福祉施設	9	障害者支援施設				
10	その他 ( )						

に改める。

(茨城県県北生涯学習センター管理規則の一部改正)

第12条 茨城県県北生涯学習センター管理規則(平成17年茨城県教育委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、指定管理者が別に定める日までに納入するものとする。

第11条第1項中「条例第11条に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削る。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 茨城県教育委員会規則第4号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第1条 茨城県県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「準ずる学校」の次に「若しくは義務教育学校」を加える。

第26条第3項中「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

(茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 茨城県奨学資金貸与条例施行規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第2号(記入上の注意)5及び様式第3号(記入上の注意)5中「履歴は」の次に

「、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか」を加える。

(茨城県教育庁組織規則の一部改正)

第3条 茨城県教育庁組織規則(昭和46年茨城県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表主任文化財主事の項及び文化財主事の項中「総務課」の次に「及び文化課」を加える。

別表第1財務課の部第4項中「市町村立小中学校」を「市町村立学校」に改め、同表義務教育課の部第13項中「市町村立小中学校の」を削り、同部第15項中「市町村立小中学校」を「市町村立学校」に改め、同表保健体育課の



- 「1 「奨学資金希望理由」は、具体的かつ詳細に記入すること。
- 2 保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を本人と連帯して負うことができる者であること。  
 なお、出願の際は保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、更に同様な別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 3 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。」

「1 「小・中学校へ就学している者」には、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在学している者を含むものとし、それぞれ在学している課程に応じて小学生又は中学生として人数を記入すること。

- 2 「奨学資金希望理由」は、具体的かつ詳細に記入すること。
- 3 保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を本人と連帯して負うことができる者であること。  
 なお、出願の際は保証人1人でよいが奨学生として採用されたときは、更に同様な別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 4 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。」

改める。

(茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第12条 茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成16年茨城県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「中学校」の次に「,義務教育学校の後期課程」を,「中学部」の次に「(以下「中学校等」という。)」を加える。

様式第1号中「中学校・高等学校・専修学校」を「中学校等・高等学校等」に改める。

様式第2号の1中

学校名	立 中学校 第3学年	進路希望先	※ 高等学校・専修学校(高等課程)	を
-----	------------	-------	----------------------	---

学校名	立 学校 第 学年	進路希望先	学校	に
-----	-----------	-------	----	---

改める。

様式第3号中「中学校」を「学校」に改める。

(茨城県立中等教育学校学則の一部改正)

第13条 茨城県立中等教育学校学則（平成19年茨城県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「又は中学校」を「,中学校」に改め,「前期課程を含む。）」の次に「又は義務教育学校」を加える。

(茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 茨城県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年茨城県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号記入上の注意5及び様式第1号の2記入上の注意5中「学歴欄の」を「学歴欄は、必要に応じて適宜修正して記入してください。また,」に改める。

様式第2号中「終了」を「修了」に改め,同様式記入上の注意5中「学歴欄の」を「学歴欄は、必要に応じて適

宜修正して記入してください。また,」に改める。

(茨城県県立中学校学則の一部改正)

第15条 茨城県県立中学校学則(平成23年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

茨城県教育委員会規則第5号

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県教育委員会教育長 小野 寺 俊

茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則

茨城県教育職員免許状規則(平成元年茨城県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第14号中

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄

を

必修領域			
選択必修領域			
選択領域			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄

に

改める。

様式第16号中

教職についての省察並びに子どもの変化, 教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄

を

必修領域			
選択必修領域			
選択領域			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄
			教・養・栄

に

改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会規則第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県公安委員会委員長 今 高 博 子

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(茨城県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 茨城県情報公開条例施行規則(平成13年茨城県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第20条」を「第20条第2項」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第2号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号、様式第4号及び様式第9号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第12号中「に対する不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為に対する審査請求」に、「第20条」を「第20条第2項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則(平成18年茨城県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第19条中「第42条」を「第42条第2項」に改める。

様式第2号中

「3 「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であって、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号等その内容に含む個人情報をいう。）に該当するものをいいます。

4 本人の委任による代理人が請求できるのは、保有特定個人情報の場合のみであり、その資格を証明する書類として委任状（本人の印鑑証明書添付）を提出する必要があります。

5 2の書類並びに4の委任状及び印鑑証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限りま

す。 6 写しの送付による交付を希望する場合には、別途郵送料が必要となります。」

を

「3 本人の委任による代理人が請求できるのは、保有特定個人情報の場合のみであり、その資格を証明する書類として委任状（本人の印鑑証明書添付）を提出する必要があります。

4 2の書類並びに3の委任状及び印鑑証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限りま

す。 5 写しの送付による交付を希望する場合には、別途郵送料が必要となります。」

に改める。

様式第3号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第4号、様式第5号、様式第10号、様式第14号、様式第15号、様式第22号及び様式第23号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第26号中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「第42条」を「第42条第2項」に改める。

（茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則（平成21年茨城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「60日」を「3月」に、「この処分を行った警察官の所属する警察署長（茨城県警察本部に所属する警察官が行った処分については茨城県警察本部長）に対して、」を「茨城県公安委員会に対して」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（茨城県少年指導委員運営規則の一部改正）

第4条 茨城県少年指導委員運営規則（昭和60年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（茨城県猟銃安全指導委員運営規則の一部改正）

第5条 茨城県猟銃安全指導委員運営規則（平成21年茨城県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「不服申立」を「不服申立て」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（茨城県道路交通法施行細則の一部改正）

第6条 茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第10号の3、様式第12号の9、様式第12号の10及び様式第26号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第24号及び様式第24号の2中「60日」を「3月」に、「茨城県公安委員会に対して、」を「茨城県公安委員会に対して」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（茨城県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正）

第 7 条 茨城県交通安全活動推進センターに関する規則（昭和62年茨城県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 7 中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（放置違反金の徴収に関する規則の一部改正）

第 8 条 放置違反金の徴収に関する規則（平成18年茨城県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「60日」を「3月」に、「茨城県公安委員会に対して、」を「茨城県公安委員会に対して」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「提起できます」を「提起することができます」に改める。

様式第11号中「60日」を「3月」に、「茨城県公安委員会に対して、異議申立て」を「茨城県公安委員会に対して審査請求を」に、「ただしこの処分」を「ただし、この処分」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「（処分取消しの訴えに係る教示）」を「（処分の取消しの訴えに係る教示）」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（茨城県情報公開条例施行規則及び茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正に関する経過措置）

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申し立てであって、この規則の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの規則の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（人 事 委 員 会）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第 4 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「部長」の次に「，国体・障害者スポーツ大会局長」を加え，「，国体推進監」及び「，地域支援局長」を削り，「行財政改革・地方分権推進室長」の次に「，科学技術振興監，空港対策監，県北振興監」を，「防災・危機管理局长」の次に「，子ども政策局長，観光局長」を，「都市局長」の次に「，国体・障害者スポーツ大会局次長」を加え，「，施設整備推進室長，競技・式典準備室長」及び「，県民センター総室長」を削り，「広報戦略室長」の次に「，訟務・情報公開室長」を，「安全なまちづくり推進室長」の次に「，県央環境保全室長」を加え，「，少子化対策室長」及び「，国際観光推進室長」を削り，「アグリビジネス推進室長」を「6次産業化・輸出推進室長」に改め，「港湾経営室長」の次に「，県央建築指導室長，障害者スポーツ大会室長」を加え，「，県央環境保全室長，県央建築指導室長」を削り，「総務課の法制事務を担当する課長補佐」の次に「，訟務・情報公開室の訟務事務を担当する室長補佐」を加え，「，総務課の不服審査事務を担当する主査」を削り，「同課の訟務事務を担当する係長，同課の監察事務を担当する係長」を「同課の監察事務を担当する係長，訟務・情報公開室の訟務事務を担当する係長」に改め，同部中

工業技術センター

センター長，副センター長，繊維工業指導所長，  
窯業指導所長

を



工業技術センター	センター長, 副センター長, 繊維工業指導所長, 笠間陶芸大学校副校長	に,
産業技術専門学院 (その他)	学院長	を
産業技術専門学院 (水戸を除く。)	学院長	に

改め, 同部肥飼料検査所の項及び病虫害防除所の項を削り, 同部中

農業総合センター	センター長, 副センター長, 管理部長, 企画情報 部長, 管理部の管理課長, 生物工学研究所長, 園 芸研究所長	を
農業研究所長	所長, 庶務課長	
特産指導所	所長	
農業大学校	校長, 副校長, 部長	

農業総合センター	センター長, 副センター長, 管理部長, 企画情報 部長, 管理部の管理課長, 病虫害防除部長, 生物 工学研究所長, 園芸研究所長	に
農業研究所長	所長, 庶務課長	
特産指導所	所長	
農業大学校	校長, 副校長, 部長	

改める。

付 則

この規則は, 平成28年4月1日から施行する。

職員給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

**茨城県人事委員会規則第5号**

職員給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条第6項第2号中「第4号及び第7号」を「第5号及び第8号」に改め, 同項第4号中, 「及び第4号及び第7号」を「第5号及び第8号」に改める。

第55条の7第2項第7号中「第3号」を「第4号」に改める。

第56条の5第2項第1号中「第3号から第8号まで」を「第3号から第5号まで、第7号及び第8号」に改め、同項第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下であるものを除く。）

第57条第2項中「第5号及び第6号」を「第6号及び第7号」に改め、同条第3項中「第4号」を「第5号」に改め、同条第4項中「第5号及び第6号」を「第6号及び第7号」に改める。

付則別表を次のように改める。

付則別表（第43条の2関係）

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自 動 車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上	キロメートル未満	円	円
2	4	2,000	2,000
4	6	3,300	2,000
6	8	4,600	2,300
8	10	5,900	3,000
10	12	7,200	3,600
12	14	8,600	4,300
14	16	9,900	5,000
16	18	11,200	5,600
18	20	12,500	6,300
20	22	13,800	6,900
22	24	15,100	7,600
24	26	16,400	8,200
26	28	17,800	8,900
28	30	19,100	9,600
30	32	20,400	10,200
32	34	21,700	10,900
34	36	23,000	11,500
36	38	24,300	12,200
38	40	25,700	12,900
40	42	27,000	13,500
42	44	28,300	14,200
44	46	29,600	14,800
46	48	30,900	15,500
48	50	32,200	16,100
50	52	33,600	16,800
52	54	34,900	17,500
54	56	36,200	18,100
56	58	37,500	18,800
58	60	38,800	19,400

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原 動 機 付 自 転 車 等 (第 2 号該当職員)
60	62	40,100	20,100
62	64	41,400	20,700
64	66	42,800	21,400
66	68	44,100	22,100
68	70	45,400	22,700
70キロメートル以上		46,100	23,100

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第1教育職給料表（三）の項中「中学校又は小学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改め、同表医療職給料表（二）の項中「中学校、小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改める。

別表第20 1 大学卒の部六 大学4卒の項中第2号を次のように改める。

(2) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校及び旧国立看護大学校を含む。）看護学部卒業

別表第20 1 大学卒の部六 大学4卒の項第18号中「都道府県立農業者研修教育施設（）」を削り、「第3条」を「第3条第1号」に改め、「教育機関をいう。以下同じ」を「都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という）」に改め、同表2 短大卒の部一 短大3卒の項第14号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「昼間課程（）」の次に「平成26年法律第51号による改正前の同号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した歯科技工士養成所の昼間課程を含むものとし、」を加え、同部二 短大2卒の項第6号中「独立行政法人農業技術研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）」に改め、同項中第7号を次のように改める。

(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び海技課程専修科（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業

別表第20 2 短大卒の部二 短大2卒の項中第8号を削り、第9号から第37号までを1号ずつ繰り上げ、同表3 高校卒の部二 高校3卒の項第4号中「独立行政法人海員学校本科（）」を「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科（旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、）」に改め、同表4 中学卒の部中「中学校若しくは」を「中学校、義務教育学校若しくは」に改める。

別表第22備考第4項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改め、同表備考第7項第6号中「独立行政法人海員学校（旧海員学校を含む。以下同じ。）」を「旧独立行政法人海員学校」に改める。

別表第33教育委員会の項中「16 中学校及び小学校」を「16 小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第34 1 知事の項中「(4) 削除」を「(4) 国体・障害者スポーツ大会局長」に改め、「(12の2) 国体推進監」を削り、「(12の3) 出資団体指導監」を「(12の2) 出資団体指導監」に改め、「(14) 地域支援局長」を「(14) 地域支援監」に改め、

「(20) 医監」の下に

「(20の2) 子ども政策局長

(20の3) 観光局長」を加え、

「(25) 削除」を「(25) 国体・障害者スポーツ大会局次長」に改め、「(44の3) 企画監」の下に「(44の4) 困難な業務を処理する首席審理員」を加え、「(50) 県民センター総室長」を「(50) 削除」に改め、「(57) エコ農業推進室長」を「(57) 削除」に改め、「(76) 首席監察監」の下に「(76の2) 首席審理員 ((44の4) に掲げる者を除く。))」を加え、「(77の2) 県民センター総室県央環境保全室長」及び「(77の3) 県民センター総室県央建築指導室長」を削り、「(88) 水戸県税事務所の次長」を「(88) 水戸及び土浦県税事務所の次長」に改め、「(107) 鹿島、土浦及び筑西産業技術専門学院長」を「(107) 土浦及び筑西産業技術専門学院長」に改め、「(108) 農業総合センターの管理部長及び企画情報部長」を「(108) 農業総合センターの管理部長、企画情報部長及び病害虫防除部長」に改め、「(112) 病害虫防除所長」を「(112) 削除」に改め、「(138) 工業技術センター繊維工業指導所長及び窯業指導所長」を「(138) 工業技術センター繊維工業指導所長及び笠間陶芸大学学校副校長」に改め、「(139) 日立及び古河産業技術専門学院長」を「(139) 日立及び鹿島産業技術専門学院長」に改め、「(144) 肥飼料検査所長」を「(144) 削除」に改め、同表3 教育委員会の項第24号中「15学級以上の規模の中学校及び18学級以上の規模の小学校」を「18学級以上の規模の小学校、15学級以上の規模の中学校及び18学級以上の規模の義務教育学校」に改め、同項第25号及び第29号中「中学校及び小学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同項第30号中「高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校及び小学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改め、同項第32号中「15学級以上の規模の中学校及び18学級以上の規模の小学校」を「18学級以上の規模の小学校、15学級以上の規模の中学校及び18学級以上の規模の義務教育学校」に改め、同項第35号中「中学校及び小学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第35の2を次のように改める。

別表第35の2 (第39条の2関係)

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	7級地
宮城県	仙台市	6級地
栃木県	宇都宮市	6級地
埼玉県	和光市	2級地
	さいたま市	3級地
千葉県	印西市	2級地
	千葉市	3級地
東京都	特別区	1級地
	小平市	2級地
	立川市	4級地
神奈川県	川崎市	2級地
福井県	福井市	7級地
大阪府	大阪市	2級地

別表第37を次のように改める。

別表第37(第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片道の使用距離		自 動 車 (第 1 号該当職員)	原動機付自転車等 (第 2 号該当職員)
キロメートル以上	キロメートル未満	円	円
2	4	2,000	2,000
4	6	3,100	2,000
6	8	4,400	2,200
8	10	5,700	2,900
10	12	6,900	3,500
12	14	8,200	4,100
14	16	9,400	4,700
16	18	10,700	5,400
18	20	11,900	6,000
20	22	13,200	6,600
22	24	14,400	7,200
24	26	15,700	7,900
26	28	17,000	8,500
28	30	18,200	9,100
30	32	19,500	9,800
32	34	20,700	10,400
34	36	22,000	11,000
36	38	23,200	11,600
38	40	24,500	12,300
40	42	25,700	12,900
42	44	27,000	13,500
44	46	28,300	14,200
46	48	29,500	14,800
48	50	30,800	15,400
50	52	32,000	16,000
52	54	33,300	16,700
54	56	34,500	17,300
56	58	35,800	17,900
58	60	37,100	18,600
60	62	38,300	19,200
62	64	39,600	19,800
64	66	40,800	20,400
66	68	42,100	21,100
68	70	43,300	21,700
70 キロメートル以上		44,000	22,000

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道

2 キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第19条の表中 中学校の項の次に次の一項を加える。

義務教育学校	教務主任並びに学年主任(学級の数が3以上の学年に置かれるものに限る。)並びに3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事並びに6学級以上の学校に置かれる保健主事及び進路指導主事並びに3学級以上の分校に置かれる分校主任
--------	---

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第8号

茨城県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

茨城県人事委員会事務局組織規則(昭和53年茨城県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、同条第2項第1号中「勤務条件」の次に「及び厚生福利制度」を加え、第14号の次に次の1号を加える。

15 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

第6条第4号中「係長は、」の次に「課長の職務を補佐するとともに、」を加える。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第10号

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(職員任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員任用に関する規則(昭和41年茨城県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第3項、第18条第2項」を「、第17条の2第1項」に改め、「第21条第5項」の次に「、第21条の2第3項、第21条の4第1項」を加える。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 採用

ア 職員以外の者を職員の職(以下「職」という。)に任命すること(臨時的任用を除く。)をいう。

イ 現に次の(ア)から(エ)までのいずれかの職にある者を当該職以外の職に任命することをいう。

(ア) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条に規定する教育公務員及び同法第30条に規定する教員の職務に準ずる職務を行う者の職(以下「教員等の職」という。)

(イ) 警察法(昭和29年法律第162号。以下「警察法」という。)第55条第1項に規定する警察官の職(以下「警察官の職」という。)

(ウ) 法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の職(以下「単労の職」という。)

(エ) 教員等の職、警察官の職及び単労の職以外の職(以下「行政等の職」という。)

ウ 職員のうち、現にいずれかの地方公共団体の職にある者を他の地方公共団体の職に任命することをいう。

(2) 昇任

ア 職員をその職員が現に任命されている次条各号に規定する職層上の職(以下「職層上の職」という。)より上位の職層上の職に任命することをいう。

イ 職員をその職員が現に任命されている警察法第62条に規定する警察官の階級上の職(以下「警察官の階級上の職」という。)より上位の警察官の階級上の職に任命することをいう。

(3) 降任

ア 職員をその職員が現に任命されている職層上の職より下位の職層上の職に任命することをいう。

イ 職員をその職員が現に任命されている警察官の階級上の職より下位の警察官の階級上の職に任命することをいう。

(4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職に任命することであつて前2号に定めるものに該当しないものをいう。

(5) 標準職務遂行能力 職層上の職及び警察官の階級上の職の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

(6) 人事評価 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。

第3条第1項中「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同条同項第1号中「。以下「部長の職」とする。」を削り、同項第2号中「。以下「課長の職」とする。」を削り、同項第3号中「。以下「課長補佐の職」とする。」を削り、同項第4号中「。以下「係長の職」とする。」を削り、同項第5号中「。以下「主任、主事及び技師等の職」とする。」を削り、同条第2項中「前項の」を「前項」に改め、「第4号」の次に「まで」を加える。

第4条第1項中「採用及び昇任は、第27条及び第28条」を「採用は、第27条」に改め、同条第2項中「転任は、勤務成績」を「昇任、転任及び降任は、第28条に規定する場合を除き、人事評価」に改め、同条第4項中「一の」を「いずれかの」に改める。

第6条第7号中「職務遂行能力を客観的に」を「当該試験に係る職の属する職層上の職及び警察官の階級上の職の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改める。

第13条第2項を削る。

第18条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第20条の見出し中「正規」を「採用候補者」に改め、同条第1項中「に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)」を削り、「正規の提示数」を「採用すべき数」に、「きめがたい」を「決め難い」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「正規の提示数」を「採用すべき数」に、「職務遂行能力」を「属する職層上の職及び警察官の階級上の職の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、同条第3項中「職務遂行の能力」を「属する職層上の職及び警察官の階級上の職の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職に

ついで適性」に、「正規の提示数」を「採用すべき数」に改める。

第21条の見出し中「正規」を「採用すべき数の採用候補者」に改め、同条第1項中「正規の提示数に満たない場合において、その数が5人以上である」を「採用すべき数に満たない」に改め、同条第2項を削る。

第22条の見出しを「(付加提示)」に改め、同条中「第25条ただし書きの場合及び」を削り、「附加」を「付加」に改める。

第25条を次のように改める。

(選択の方法)

第25条 任命権者は、提示された採用候補者のうちから職員を採用するものとする。

第27条の見出し中「採用することができる職」を「採用する職」に改め、同条中「の採用は」を「職員を採用する場合は」に、「よることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書きに規定する人事委員会の承認があつたものとみなす」を「よるものとする」に改め、同条第2号中「かかる職と」を「係る職と職務の複雑と責任の度が」に改め、同条第3号中「現に任用されている職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加える。

第28条を次のように改める。

(選考により昇任させる職)

第28条 別表第2に掲げる職へ職員を昇任させる場合は、選考によるものとする。

第29条第2項中「選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて」を「当該選考に係る職の属する職層上の職及び警察官の階級上の職の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改める。

第30条第1項中「更に」の次に「人事評価その他の能力の実証に基づく」を加える。

第36条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「第18条に規定する正規の提示数」を「提示すべき者の数が採用すべき数に4人を加えた数」に改める。

別表第1中「(選考により採用することができる職)」を「(第27条関係) 選考により採用する職」に改める。

別表第2中「(28条関係) 選考により昇任させることができる職」を「(第28条関係) 選考により昇任させる職」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 級分類の基準(第5条)

第4章 級決定の基準(第6条—第11条)

第5章 初任給その他の号給決定の基準(第12条—第21条)

第6章 昇給(第22条—第35条)

を

」

「第3章 級決定の基準(第5条—第11条)

第4章 初任給その他の号給決定の基準(第12条—第21条)

第5章 昇給(第22条—第30条)

第6章 特別の場合における号給の決定(第31条—第35条)」

に

改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 級決定の基準

第5条を次のように改める。

(職員の職務の級の分類)



第 5 条 条例第 5 条第 3 項に規定する級別基準職務表（以下「級別基準職務表」という。）に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものの職務の級は、別表第 2 から別表第 9 までの級別職務分類表（以下「級別職務分類表」という。）に定めるとおとする。

第 4 章の章名を削る。

第 6 条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第 6 条 級別基準職務表に掲げられていない職員の職務（同表に掲げられている職員の職務のうち、その職務が具体的に規定されていないものを含む。）について、新たに級別職務分類表に定めようとするときは、級別基準職務表に掲げられている職員の職務のいずれの職員の職務に相当するかを考慮して定めなければならない。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（級別基準職務表備考の人事委員会規則で定める組織又は職）

第 6 条の 2 条例別表第 8 備考の人事委員会規則で定める組織又は職とは、茨城県行政組織規則（昭和 42 年茨城県規則第 46 号）第 4 条第 1 号に規定する本庁、茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年教育委員会規則第 3 号）第 4 条に規定する本庁及び茨城県警察本部内部組織に関する条例（昭和 51 年茨城県条例第 33 号）に規定する警察本部をいい、以下において「本庁」という。

2 条例別表第 13 備考及び条例別表第 14 備考の人事委員会規則で定める組織とは、茨城県行政組織規則（昭和 42 年茨城県規則第 46 号）第 4 条第 3 号に規定する出先機関をいい、以下において「出先機関」という。

第 7 条中「級別標準職務表」を「級別基準職務表」に改める。

第 5 章を第 4 章とし、第 6 章を第 5 章とする。

第 22 条中「とする」を「とし、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前の直近の 3 月 31 日（以下「評価終了日」という。）とする」に改める。

第 31 条の前に次の章名を付する。

第 6 章 特別の場合における号給の決定

別表第 2 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級										
		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級		
知事	本庁	共通	理事 部長 次長 参事 技監	次長 参事 技監	課長 副参事 技佐	副参事 技佐 課長補佐（ 総括） 課長補佐 主査	課長補佐 主査	係長 副主査 専門員	係長 副主査 専門員 主任	主事 技師	主事 技師	
		部			企画監			企画員	企画員			
		部外	知事公室長 国際政策統 括監 広報監 女性政策統 括監 政策審議監 立地推進東 京本部長	知事公室長 国際政策統 括監 広報監 女性政策統 括監 政策審議監 立地推進東 京本部長	政策監 立地推進室 長 立地推進東 京副本部長 地方創生室 長	主任政策員 （総括） 主任政策員 立地推進東 京副本部長 主任地方創 生推進員	主任政策員 立地推進監 主任地方創 生推進員	政策員 立地推進員 地方創生推 進員	政策員 立地推進員 地方創生推 進員	国際政策統 括監 地方創生推 進員		
		広報広聴課			県民情報セ ンター長	県民情報セ ンター長						
			広報戦略室		室長	室長 室長補佐	室長補佐					
		総務部	出資団体指 導監 行政監察監 地域支援監	出資団体指 導監 行政監察監 地域支援監	首席指導監 首席監察監 首席審理員	首席指導監 首席監察監 首席審理員 指導監 監察監 審理員 総務支援監	指導監 監察監 審理員 総務支援監					
			行財政改革・地方分権推進室	室長	室長	次長						
			総務課	訟務・情報公開室		室長	室長 室長補佐	室長補佐				
				私学振興室		室長	室長 室長補佐	室長補佐				
			人事課				監察監	監察監				
	財政課				監察監 主任主計員	監察監 主任主計員	主計員	主計員				

	管財課							守衛長 車庫長	守衛長 車庫長				
	公有財産維持活用推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	税務課					主税主査							
	徴収強化対策室			室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	総務事務センター			センター長 ライフプラン 相談員	ライフプラン 相談員 センター長 補佐(総括) センター長 補佐	センター長 補佐							
企画部		科学技術振 興監 情報化統括 監 国際戦略総 合特区推進 監 空港対策監 県北振興監	科学技術振 興監 情報化統括 監 国際戦略総 合特区推進 監 空港対策監 県北振興監										
	企画課				主任企画員	主任企画員	企画員	企画員					
	交通対策室			室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	情報政策課	IT企画室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	地域計画課	ひたちなか整備室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	つくば地域振興 課	沿線整備調整室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	科学技術振興課			研究開発調 整監	研究開発調 整監								
生活環境部	生活文化課	安全なまちづくり推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	生活文化課 県民運動推進室			室長	室長補佐(総括) 室長補佐	室長補佐							
	環境政策課	地球温暖化対策室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
		県央環境保全室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	環境対策課	水環境室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	廃棄物対策課	不法投棄対策室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	防災・危機管理局	局長 原子力対策 監	局長 原子力対策 監	防災監 危機管理専 門監									
	消防安全課	産業保安室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	原子力安全対策課			原子力安全 調整監 原子力防災 調整監	原子力安全 調整監 原子力防災 調整監								
保健福祉部			医監	医監									
	厚生総務課			首席医療指 導監	首席医療指 導監 医療指導監	医療指導監							
		国民健康保険室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	福祉指導課	人権施策推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
		福祉監査室		室長 首席福祉監 査監	室長 室長補佐 首席福祉監 査監 福祉監査監	室長補佐 福祉監査監							
	医療対策課			医師確保対 策監	医師確保対 策監								
		医師確保対策室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	保健予防課	健康危機管理対策室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	長寿福祉課	地域ケア推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	生活衛生課	食の安全対策室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	子ども政策局	局長	局長										
商工労働観光部	産業政策課	産学連携推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	労働政策課	雇用促進対策室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	観光局	局長	局長										
農林水産部	農業政策課			首席協同組 合検査監	首席協同組 合検査監 協同組合 検査監	協同組合 検査監							
	産地振興課	エコ農業推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	販売流通課	6次産業化・輸出推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	農業経営課	技術・担い手支援室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	林政課			首席検査監	首席検査監		専門技術指 導員	専門技術指 導員					
		森づくり推進室		室長	室長 室長補佐	室長補佐							
	農地局	局長	局長										
	農村計画課			首席検査監	首席検査監 検査監	検査監							

	農地整備課	国営事業推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						
土木部			港湾振興監	港湾振興監									
	検査指導課				首席検査監	首席検査監 検査監	検査監						
	道路建設課	高速道路対策室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						
	道路維持課	道路保全強化推進室			室長	室長 室長補佐	室長補佐						
	河川課	ダム砂防室				室長	室長 室長補佐	室長補佐					
		鬼怒川流域緊急対策推進室				室長	室長 室長補佐	室長補佐					
港湾課	港湾経営室				室長	室長 室長補佐	室長補佐						
都市局			局長	局長									
	建築指導課	県央建築指導室				室長	室長 室長補佐	室長補佐					
国体・障害者スポーツ大会局			局長 次長	次長									
	総務企画課	障害者スポーツ大会室				室長	室長 室長補佐	室長補佐					
会計事務局			会計管理者										
	会計管理課	会計指導室				室長	室長 室長補佐 会計指導主査	室長補佐 会計指導主査					
出先	共通					副参事 技佐	副参事 技佐 主査 専門監	主査 専門監	係長 専門員 副主査	係長 専門員 副主査 主任	主事 技師	主事 技師	
	東京事務所			所長	所長	次長	次長						
	県民センター	県北		センター長	センター長	次長 課長 室長 環境調整監	課長 室長 環境調整監 課長補佐 (総括) 課長補佐 室長補佐	課長補佐 室長補佐					
			日立商工労働センター				センター長	センター長					
			鹿行		センター長	センター長	次長 課長 環境調整監	課長 環境調整監 課長補佐 (総括) 課長補佐	課長補佐				
		県南、県西		センター長	センター長	次長 課長 室長	課長 室長 課長補佐 (総括) 課長補佐 室長補佐	課長補佐 室長補佐					
	自転車競技事務所					所長	次長 課長	課長					
	自治研修所			所長	所長	副所長	副署長 課長	課長	講師	講師			
	県税事務所	水戸		所長	所長	次長 (収税 担当を除く。)	次長 課長 主税主査	課長 主税主査					
			自動車税分室				分室長	分室長					
			常陸太田、筑西				所長	次長 課長 主税主査	課長 主税主査				
			支所 (高萩、境)					支所長					
			行方				所長	次長 課長 主税主査	課長 主税主査				
			土浦				所長 次長 (収税 担当を除く。)	次長 課長 主税主査	課長 主税主査				
		支所 (稲敷)					支所長						
	自動車税分室					分室長	分室長						
消費生活センター					センター長	センター長 相談試験課 課長	相談試験課 課長						
霞ヶ浦環境科学センター			センター長	センター長	副センター 長	副センター 長 課長	課長						
消防学校					学校長	副校長 課長	課長	講師	講師				
保健所	水戸				次長	次長 課長 食の安全主 査	課長 食の安全主 査						
		日立、潮来、土浦、筑西				次長 課長 食の安全主 査	課長 食の安全主 査						
		上記以外				次長 課長	課長						
衛生研究所						庶務部長	庶務部長						
福祉相談センター			センター長	センター長	副センター 長	副センター 長 課長 児童健全育 成主査	課長 (総務 及び相談援 助課の課長 を除く。) 児童健全育 成主査						
	児童分室					分室長	分室長						
医療大学			事務局長	事務局長	事務局次長	課長	課長 (総務 課長を除く。)	言語療法・ 臨床心理科 長	言語療法・ 臨床心理科 長				

			学校長	教頭	講師	講師		
中央看護専門学校			所長	所長 次長 課長 児童健全育成主査	課長 児童健全育成主査			
児童相談所								
茨城学園			園長	園長 管理課長	管理課長			
精神保健福祉センター				次長 課長	課長			
リハビリテーションセンター			センター長	管理課長	管理課長	課長 (管理課長を除く。)	課長 (管理課長を除く。)	
動物指導センター				管理課長	管理課長			
計量検定所				所長 指導課長	指導課長	課長 (指導課長を除く。)	課長 (指導課長を除く。)	
大阪事務所				所長		次長	次長	
工業技術センター			副センター長	副センター長 企画管理部 長	企画管理部 長			
	笠間陶芸大学校					特任教授	特任教授	
産業技術短期大学校		学校長	学校長	副校長	副校長 課長	課長	学科主任 講師	学科主任 講師
産業技術専門学校				学院長 (日立及び鹿島を除く。)	学院長		課長 学科主任 講師	課長 学科主任 講師
農林事務所	県北	所長	所長	次長 部門長 室長	部門長 室長 課長 検査監	課長 (総務、経営、事業調整及び林業振興課の課長を除く。)	検査監	
	地域農業改良普及センター			センター長	センター長 課長	課長 (経営課長を除く。)		
	土地改良事務所			所長	所長	課長 (契約用地課長を除く。)		
	県央、鹿行、県南、県西	所長	所長	次長 部門長 室長	部門長 室長 課長 検査監	課長 (総務、経営及び事業調整課の課長を除く。)	検査監	
	地域農業改良普及センター			センター長	センター長 課長	課長 (経営課長を除く。)		
	土地改良事務所			所長	所長	課長 (契約用地課長を除く。)		
農業総合センター		センター長		副センター長 管理部長 企画情報部長 管理部長 企画情報部長 病害虫防除部長 研究管理部長 研究管理部長 首席専門技術指導員 主任専門技術指導員	管理部長 企画情報部長 管理部長 企画情報部長 病害虫防除部長 研究管理部長 研究管理部長 首席専門技術指導員 主任専門技術指導員	課長 (管理課長及び防除指導課長を除く。)	主任専門技術指導員	専門技術指導員
	農業研究所					庶務課長		
	農業大学校	学校長	学校長	副校長	副校長 部長	部長	課長 科長 講師	課長 科長 講師
畜産センター				副センター長	副センター長 課長	課長		
林業技術センター				首席専門技術指導員	首席専門技術指導員 主任専門技術指導員	主任専門技術指導員	専門技術指導員	専門技術指導員
霞ヶ浦北浦水産事務所				所長	所長 次長 庶務課長	庶務課長	課長 (庶務課長を除く。)	課長 (庶務課長を除く。)
	霞ヶ浦支所						支所長	支所長
水産試験場					管理普及部長	管理普及部長		
	漁業無線局				局長		課長	課長
東京農産物販売推進センター				センター長	次長			
北海道事務所					所長		次長	次長
土木事務所	水戸	所長	所長	次長	次長 課長 空港関連道路整備推進室長 検査監	課長 空港関連道路整備推進室長 検査監		
	常陸大宮			所長	次長 課長 検査監	課長 検査監		
	大子工務所			所長	所長 次長 課長	課長		
	潮来、筑西			所長	次長 課長 検査監	課長 検査監		
	土浦	所長	所長	次長	次長 課長 検査監	課長 検査監		
	つくば支所			支所長	次長 課長	課長		



	図書館			館長	副館長		課長 主任司書	課長 主任司書 副主任司書	司書	司書		
	近代美術館		館長	館長	副館長	課長	課長					
		共通				首席学芸員 首席学芸主 事	首席学芸員 首席学芸主 事	主任学芸員 主任学芸主 事	主任学芸員 副主任学芸 主任学芸主 事	学芸員 学芸員補 学芸主事	学芸員 学芸員補 学芸主事	
		つくば分館				分館長 課長	課長					
		天心記念五浦分館			分館長	分館長 副分館長 課長	課長					
	陶芸美術館		館長	館長	副館長	副館長 課長 首席学芸員 首席学芸主 事	課長 首席学芸員 首席学芸主 事	主任学芸員 主任学芸主 事	主任学芸員 副主任学芸 主任学芸主 事	学芸員 学芸員補 学芸主事	学芸員 学芸員補 学芸主事	
	ミュージアムパーク自然博物館		館長	館長	副館長	課長 首席学芸員 首席学芸主 事	課長 首席学芸員 首席学芸主 事	主任学芸員 主任学芸主 事	主任学芸員 副主任学芸 主任学芸主 事	学芸員 学芸員補 学芸主事	学芸員 学芸員補 学芸主事	
	教育研修センター		所長	所長	次長	課長 困難な業務 を所掌する 指導主事	課長 困難な業務 を所掌する 指導主事	指導主事	指導主事			
	教育事務所・学校以外の教育機関共通				副参事	副参事 主査	主査	係長 副主査	係長 副主査	主事 技師	主事 技師	
	県立学校				副参事	副参事 事務室長 主査	事務室長 主査	事務長 係長 副主査	事務長 係長 副主査	主事	主事	
	市町村立学校					学校主査	学校主査	係長 副主査	係長 副主査	主事	主事	
警察	本庁	共通	参事	参事	課長 副参事 技佐	副参事 技佐 課長代理 課長補佐 主査	課長補佐 主査	係長 副主査	係長 副主査	主事 技師	主事 技師	
		警務部	会計課									
			教養課						師範			
			監察室						室長補佐	室長補佐		
	県民安心センター						センター長 補佐	センター長 補佐				
	刑事部	科学捜査研究所					所長補佐	所長補佐				
出先	警察学校			副参事	副参事 科長 主査	科長 主査	係長 教官 副主査	係長 教官 副主査	主事 技師	主事 技師		
	警察署			副参事	副参事 会計課長 主査	会計課長 主査	係長 副主査	係長 副主査	主事 技師	主事 技師		
	人事委員会事務局		局長	次長	課長 主査	課長 主査	係長	係長 主任	主事	主事		
	労働委員会事務局		局長	次長	課長 主査	課長 主査	係長	係長 主任	主事	主事		
	茨城海区漁業調整委員会事務局				局長		係長	係長 主任	主事	主事		
	霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局				局長		係長	係長 主任	主事	主事		
	監査委員事務局		局長	次長 副参事	副参事 課長 監査監	課長 監査監	監査員	監査員 主任	監査主事	監査主事		

備考 一の職が2の級に掛けられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

別表第3 (第5条関係)

公安職給料表級別職務分類表

組織		職務の級									
		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
警察	本庁	共通	部長 参事官 課長(厚生、 教養、留置 管理、少年、 人身安全対 策、通信指 令、薬物銃 器対策、鑑 識、運転免 許、運転管 理及び外事 課の課長を 除く。)	課長 隊長 総括理事官 理事官 管理官	理事官 管理官 課長代理 副隊長 課長補佐 中隊長 県西方面隊 長	課長補佐 中隊長 県西方面隊 長 専門官	係長	係長 巡查部長 巡查長	巡查部長 巡查長 巡查	巡查	巡查
		警務部		監察官							
		総務課		公安委員会 補佐室長	公安委員会 補佐室長						
		警務課		神栖警察署 開設準備室 長							
		監察室		室長	室長代理 室長補佐	室長代理 室長補佐					

	県民安心センター		センター長 犯罪被害者 支援室長	センター長 センター長 代理 センター長 補佐 犯罪被害者 支援室長	センター長 代理 センター長 補佐					
生活安全部		人身安全対 策統括官								
	生活安全総務課		安全・安心 まちづくり 推進室長	安全・安心 まちづくり 推進室長						
	生活環境課		サイバー犯 罪対策室長	サイバー犯 罪対策室長						
地域部	地域課		航空隊長	航空隊長						
刑事部		組織犯罪対 策統括官								
	刑事総務課		捜査支援室 長	捜査支援室 長						
	捜査第一課			首席検視官 上席検視官 検視官	検視官					
	捜査第二課		二七電話詐 欺対策室長	二七電話詐 欺対策室長						
	組織犯罪対策課		国際捜査室 長	国際捜査室 長						
	科学捜査研究所		所長	所長代理						
交通部	交通指導課		交通事故事 件捜査室長	交通事故事 件捜査室長						
	運転管理課		首席交通職 関官	首席交通職 関官						
警備部	警備課		災害対策室 長	災害対策室 長						
	外事課		国際テロリ ズム対策室 長	国際テロリ ズム対策室 長						
出先	警察学校	校長	副校長	学生指導官 科長	科長 専門官	係長	係長 巡查部長 巡查長	巡查部長 巡查長 巡查	巡查	巡查
	警察署	共通		課長 地区交番所 長	課長 地区交番所 長 専門官	係長	係長 巡查部長 巡查長	巡查部長 巡查長 巡查	巡查	巡查
	水戸	署長	副署長	刑事官 地域官 交通官						
	日立、土浦、つくば中央	署長	副署長	刑事官 地域・交通 官						
	ひたちなか	署長	署長 副署長	刑事官 分庁舎長						
	鹿嶋、石岡、取手	署長	署長 副署長	刑事官						
	古河	署長	署長 副署長							
	笠間、牛久、筑西、常総	署長	署長 副署長	副署長						
	那珂、大宮、太田、高萩、鉾田、行方、竜ヶ崎、稲敷、つくば北、下妻、桜川、結城、境		署長 副署長	副署長						
	大子	署長	副署長							

備考 1 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験が必要とする業務を行うものとする。  
 2 職名の発令のない警視、警部又は警部補については、管理官等、課長補佐又は係長とみなす。ただし、退職したとき（公務上死亡及びこれに準ずる死亡に伴い退職したときを除く。）の昇任の場合は、この限りでない。

別表第4（第5条関係）

海事職給料表級別職務分類表

知事	組織	職務の級					
		6級	5級	4級	3級	2級	1級
知事	共通			専門員	専門員 航海士 機関士 船舶通信士 無線通信士	航海士 機関士 船舶通信士 無線通信士	航海士 機関士 船舶通信士 無線通信士
	本庁	農林水産部	漁政課	とうかい		船長 機関長	
出先	水産試験場		いばらき丸		船長 機関長		
教育委員会	出先	海洋高等学校	共通		専門員	専門員 航海士 機関士 船舶通信士	航海士 機関士 船舶通信士
			鹿島丸	船長 機関長	船長 機関長	1等航海士 1等機関士 通信長	1等航海士 1等機関士 通信長
			ひたち、はくあき			船長 機関長	
警察	出先	警察署	鹿嶋	ときわ	専門員	専門員 船長 機関長 機関士	機関士

備考 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験が必要とする業務を行うものとする。

別表第 5 (第 5 条関係)

研究職給料表級別職務分類表

組織		職務の級					
		5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	
知事	共通		首席研究員	首席研究員 主任研究員	主任 技師	技師	
	霞ヶ浦環境科学センター	副センター長	副センター長 研究調整監	研究調整監 室長			
	環境放射線監視センター		センター長	部長			
	衛生研究所	所長	所長 研究調整監	研究調整監 部長			
	工業技術センター		センター長	副センター長 研究調整監 室長	研究調整監 室長 部門長		
		繊維工業指導所	所長	所長			
		笠間陶芸大学校		副校長	副校長 工芸・材料技術部門 長 人材育成部門長		
	農業総合センター		所長	所長 研究調整監	研究調整監 室長		
		農業研究所		所長	所長		
		特産指導所		所長	所長 副所長		
	畜産センター		センター長 副センター長	副センター長 研究調整監	研究調整監 室長		
		肉用牛研究所		所長			
		養豚研究所		所長			
	林業技術センター	センター長	センター長 研究調整監	研究調整監 部長			
	水産試験場		場長	場長 研究調整監	研究調整監 部長		
		内水面支場		支場長	支場長 部長		
	警察 本庁	刑事部	科学捜査研究所	所長	所長 上席鑑定官 鑑定官 主任研究員	主任 技師	技師

備考 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

別表第 6 (第 5 条関係)

医療職給料表 (一) 級別職務分類表

組織		職務の級					
		4 級	3 級	2 級	1 級		
知事	本庁	総務部	総務事務センター	技佐	技佐		
		保健福祉部		技監 (保健所長兼務者に限る。)			
			保健予防課	課長 (総務事務センター職員診療担当技佐兼務者に限る。)	課長 (総務事務センター職員診療担当技佐兼務者に限る。)		
			健康危機管理対策室	室長 (総務事務センター職員診療担当技佐兼務者に限る。)	室長 (総務事務センター職員診療担当技佐兼務者に限る。)		
	出先	共通		技佐	技佐 専門員 副主査	専門員 副主査 技師	技師
		保健所	水戸, 土浦	所長 地域保健調整監	地域保健調整監 健康増進課長 保健指導課長 係長	健康増進課長 保健指導課長 係長	
			日立, 潮来, 筑西	所長	健康増進課長 保健指導課長 係長	健康増進課長 保健指導課長 係長	
			竜ヶ崎	所長	所長 健康増進課長 保健指導課長 係長	健康増進課長 保健指導課長 係長	
			上記以外	所長	所長 健康指導課長	健康指導課長	
		精神保健福祉センター	センター長	センター長 係長	係長		

備考 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

別表第 6 の 2 を削る。

別表第 7 から別表第 10 までを次のように改める。

別表第 7 (第 5 条関係)

医療職給料表 (二) 級別職務分類表

組織		職務の級								
		7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級		
知事	本庁	総務部	総務事務センター		主任専門員	主任専門員 専門員	専門員 主任	主任 技師	技師	技師
	出先	共通		主査 主任専門員	主任専門員 係長 専門員 副主査	係長 専門員 副主査 主任	主任 技師	技師	技師	技師



保健所	水戸	次長 地域保健調整監 衛生課長 監視指導課長	衛生課長 監視指導課長 健康増進課長 保健指導課長 食の安全主査					
	土浦	地域保健調整監 次長 衛生課長 監視指導課長	次長 衛生課長 監視指導課長 健康増進課長 保健指導課長 食の安全主査					
	日立、潮来、筑西	次長 衛生課長 監視指導課長	次長 衛生課長 監視指導課長 健康増進課長 保健指導課長 食の安全主査					
	竜ヶ崎		衛生課長 健康増進課長 保健指導課長					
	上記以外		衛生課長 健康指導課長					
	医療大学		科長	科長 副科長	副科長			
	精神保健福祉センター		精神医療福祉課長					
	リハビリテーションセンター		機能訓練課長	機能訓練課長				
	食肉衛生検査所	県北	所長	検査主査 検査業務課長 精密検査課長				
		県南	所長	検査業務課長 精密検査課長				
		取手分室		分室長				
		県西	所長 次長	次長 検査主査 検査業務第一課長 検査業務第二課長 精密検査課長				
	動物指導センター		センター長	課長				
	家畜保健衛生所	県北	所長 次長	次長 防疫主査 課長	課長 (防疫課長を除く。)			
		上記以外	所長	防疫主査 課長	課長			
教育委員会	出先	市町村立学校及び県立学校	主任栄養係長	主任栄養係長 栄養係長	栄養係長 主任	主任 技師	技師	技師
警察	出先	警察学校		専門員	専門員 主任	主任 技師	技師	技師

備考 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の仕事については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

別表第8 (第5条関係)

医療職給料表 (三) 級別職務分類表

組織		職務の級							
		7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
知事	本庁	総務部	総務事務センター		主任専門員	主任専門員 専門員	専門員 主任	主任 保健師 看護師	保健師 看護師 准看護師
	出先	共通		主任専門員	主任専門員 専門員 副主査	専門員 副主査 主任	主任 保健師 看護師	保健師 看護師 准看護師	准看護師
	保健所	水戸、土浦	地域保健調整監	地域保健調整監 健康増進課長 保健指導課長 保健指導主査	健康増進課長 保健指導主査 係長	係長			
			日立、潮来、竜ヶ崎、筑西	健康増進課長 保健指導課長 保健指導主査	健康増進課長 保健指導課長 保健指導主査 係長	係長			
			上記以外	健康指導課長 保健指導主査	健康指導課長 保健指導主査 係長	係長			
			医療大学		看護部長 副看護部長 看護師長	副看護部長 看護師長 副看護師長	副看護師長		
	中央看護専門学校		教頭 教務主任	教務主任 講師	講師				
	精神保健福祉センター		課長	課長 係長	係長				
	リハビリテーションセンター		看護師長	看護師長 副看護師長	副看護師長				
警察	本庁	警務部	厚生課		専門員	専門員 主任	主任 保健師	保健師	

備考 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の仕事については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

別表第9 (第5条関係)

福祉職給料表級別職務分類表

組織		職務の級					
		5級	4級	3級	2級	1級	
知事	出先	共通	主査	主査 係長 専門員	係長 専門員 主任	主任 主事 技師	主事 技師

福祉相談センター	児童保護課長	児童保護課長			
茨城学園		指導第一課長 指導第二課長	指導第一課長 指導第二課長		
リハビリテーションセンター		相談・指導課長 就労支援課長	相談・指導課長 就労支援課長		

備考 一の職が2の職に掛けられている職で、上位の職にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

#### 別表第10 削除

別表第10の2を削る。

別表第13備考第1項中「別表第4（海事職給料表級別標準職務表）」を「条例別表第10（海事職給料表級別基準職務表）」に改める。

別表第20 1 大学卒の部六 大学4卒の項第17号中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程（）」を「特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（）」に、「旧職業訓練大学校の長期課程」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削る。

別表第25備考第1項中「海事職給料表級別標準職務表」を「条例別表第10（海事職給料表級別基準職務表）」に改める。

#### 第3条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 特別の場合における号給の決定（第31条—第35条）	
第7章 給料の調整額及び諸手当（第36条—第57条の2）	を
第8章 給与の支給等（第58条—第64条）	」
「第6章 降号（第30条の2）	
第7章 特別の場合における号給の決定（第31条—第35条）	に
第8章 給料の調整額及び諸手当（第36条—第57条の2）	
第9章 給与の支給等（第58条—第64条）	」

改める。

第1条中「という。）」の次に「及び職員の分限に関する条例（昭和27年茨城県条例第41号）」を加える。

第9条第1項中「（当該異動が降任と認められる場合に限る。）」を削り、同条第2項本文中「の場合」の次に「（職員の異動が降任と認められる場合に限る。）」を加え、「いずれかに該当すると認められる場合」を「いずれかに該当すると認められるとき」に改める。

第19条第1項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第32の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第23条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

#### 第23条 削除

第24条中「次条及び第26条」を「この条以下」に改める。

第25条の見出し中「特定職員の」を削り、同条第1項本文中「特定職員」を「職員」に、「第23条に規定する勤務成績の証明」を「条例第6条第5項に規定する勤務成績」に、「より行う」を「よつても行うことができる」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「特定職員」を「職員」に改める。

第25条第2項から第3項までの規定中「特定職員」を「職員」に改める。

第25条第4項中「特定職員」を「職員」に、「人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない」を「人事委員会の定める割合とする」に改める。

第25条第5項を次のように改める。

5 職員を条例第6条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、昇給区分に応じて別表第32の3に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第25条第6項中「なつた特定職員」を「なつた者」に、「された特定職員」を「された者」に、「定める特定職員」を「定める職員」に改める。

第25条第8項中「特定職員」を「職員」に改める。

第25条第9項を次のように改める。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する場合の、別表第32の3のそれぞれの職員の区分に応じてA欄及びB欄に規定する昇給の号給数から同表のC欄に規定する昇給の号給数を減じた号給数の合計は、各任命権者の職員の人員、第4項の人事委員会の定める割合等により、各任命権者ごとに算定される号給数を超えてはならない。

第26条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第26条 削除

第8章を第9章とし、第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、同章の前に次の1章を加える。

第6章 降号

第30条の2 職員の分限に関する条例第2条の2第3項の規定により職員を降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

第31条第1項中「別表第32の3」を「別表第32の4」に改める。

第37条第6項第2号及び第4号中「別表第32の3」を「別表第32の4」に改める。

第40条第1項中「別表第32の3」を「別表第32の4」に改める。

別表第32の3を別表第32の4とし、別表第32の2を別表第32の3とし、同表を次のように改める。

別表第32の3（第25条関係）

昇 給 号 給 数 表

昇給区分		A	B	C	D	E
昇給の号給数	特定職員	8以上	6	3	2	0
		4以上	3	2	1	0
	上記以外の職員	6以上	5	4	2	0
		4以上	3	2	1	0

備考 1 この表のそれぞれの職員の区分に対応する昇給区分欄に定める上段の号給数は条例第6条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

2 地方警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第57条第2項に規定する地方警察職員をいう。）に対すこの表の規定の適用については、上記以外の職員の項中「6以上」とあるのは「8以上」と、「5」とあるのは「6」とする。

別表第32の次に次の一表を加える。

## 別表第32の2 (第19条関係)

## 降 格 時 号 給 対 応 表

## ア 行政職給料表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45

36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	81	53	53	45	45	85	61	45
38	82	54	54	46	46	85	61	45
39	83	55	55	47	47	85	61	45
40	84	56	56	48	48	85	61	45
41	86	58	57	49	50	85	61	45
42	88	60	58	50	52	85	61	
43	90	62	59	51	54	85	61	
44	92	64	60	52	56	85	61	
45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			

76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							

116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 公安職給料表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39

28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		



68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	129	141					
106	125	129	141					
107	125	129	141					

108	125	129	141					
109	125	129	141					
110	125	129	141					
111	125	129	141					
112	125	129	141					
113	125	129	141					
114	125	129	141					
115	125	129	141					
116	125	129	141					
117	125	129	141					
118	125	129	141					
119	125	129	141					
120	125	129	141					
121	125	129	141					
122	125	129	141					
123	125	129	141					
124	125	129	141					
125	125	129	141					
126	125	129						
127	125	129						
128	125	129						
129	125	129						
130		129						
131		129						
132		129						
133		129						
134		129						
135		129						
136		129						
137		129						
138		129						
139		129						
140		129						
141		129						

## ウ 海事職給料表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	21	17	17	13	17
2	22	18	18	14	18
3	23	19	19	15	19

4	24	20	20	16	20
5	25	21	21	17	21
6	26	22	22	18	22
7	27	23	23	19	23
8	28	24	24	20	24
9	29	25	25	21	25
10	30	26	26	22	26
11	31	27	27	23	27
12	32	28	28	24	28
13	34	29	29	25	29
14	36	30	30	26	30
15	38	31	31	27	31
16	40	32	32	28	32
17	42	33	33	29	34
18	44	34	34	30	36
19	46	35	35	31	38
20	48	36	36	32	40
21	51	38	38	33	43
22	54	40	40	34	46
23	57	42	42	35	49
24	60	44	44	36	52
25	63	46	46	37	58
26	66	48	48	38	64
27	69	50	50	39	70
28	69	52	52	40	73
29	69	54	53	41	73
30	69	56	54	42	73
31	69	58	55	43	73
32	69	60	56	44	73
33	69	62	59	45	73
34	69	64	62	46	73
35	69	66	65	47	73
36	69	68	68	48	73
37	69	69	73	51	73
38	69	69	78	54	73
39	69	69	83	57	73
40	69	69	89	60	73
41	69	69	95	62	73
42	69	69	98	64	73
43	69	69	101	66	73

44	69	69	101	68	73
45	69	69	101	70	73
46	69	69	101	75	73
47	69	69	101	80	73
48	69	69	101	85	73
49	69	69	101	89	73
50	69	69	101	89	73
51	69	69	101	89	73
52	69	69	101	89	73
53	69	69	101	89	73
54	69	69	101	89	73
55	69	69	101	89	73
56	69	69	101	89	73
57	69	69	101	89	73
58	69	69	101	89	
59	69	69	101	89	
60	69	69	101	89	
61	69	69	101	89	
62	69	69	101	89	
63	69	69	101	89	
64	69	69	101	89	
65	69	69	101	89	
66	69	69	101	89	
67	69	69	101	89	
68	69	69	101	89	
69	69	69	101	89	
70		69	101	89	
71		69	101	89	
72		69	101	89	
73		69	101	89	
74		69	101		
75		69	101		
76		69	101		
77		69	101		
78		69	101		
79		69	101		
80		69	101		
81		69	101		
82		69	101		
83		69	101		

84		69	101		
85		69	101		
86		69	101		
87		69	101		
88		69	101		
89		69	101		
90		69			
91		69			
92		69			
93		69			
94		69			
95		69			
96		69			
97		69			
98		69			
99		69			
100		69			
101		69			

エ 教育職給料表 (一)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41
14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	45
18	38	30	46
19	39	31	47

20	40	32	48
21	41	33	51
22	42	34	54
23	43	35	57
24	44	36	60
25	45	37	62
26	46	38	64
27	47	39	66
28	48	40	68
29	49	41	70
30	50	42	74
31	51	43	77
32	52	44	80
33	55	45	83
34	58	46	86
35	61	47	89
36	64	48	89
37	66	49	89
38	68	50	89
39	70	51	89
40	72	52	89
41	74	54	89
42	76	56	89
43	78	58	89
44	80	60	89
45	82	61	89
46	84	62	89
47	86	63	89
48	88	64	89
49	92	65	89
50	96	66	89
51	100	67	89
52	104	68	89
53	108	69	89
54	115	70	89
55	122	71	89
56	129	72	89
57	129	74	89
58	129	76	89
59	129	78	89

60	129	80	89
61	129	83	89
62	129	86	89
63	129	105	89
64	129	105	89
65	129	105	89
66	129	105	89
67	129	105	89
68	129	105	89
69	129	105	89
70	129	105	89
71	129	105	89
72	129	105	89
73	129	105	89
74	129	105	89
75	129	105	89
76	129	105	89
77	129	105	89
78	129	105	
79	129	105	
80	129	105	
81	129	105	
82	129	105	
83	129	105	
84	129	105	
85	129	105	
86	129	105	
87	129	105	
88	129	105	
89	129	105	
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		
94	129		
95	129		
96	129		
97	129		
98	129		
99	129		

100	129		
101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		

## オ 教育職給料表 (二)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77



32	56	84	77
33	58	85	77
34	60	86	77
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	
41	73	93	
42	74	94	
43	75	95	
44	76	96	
45	78	97	
46	80	98	
47	82	99	
48	84	100	
49	86	102	
50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	94	110	
54	96	112	
55	98	114	
56	100	116	
57	103	123	
58	106	130	
59	109	142	
60	112	145	
61	117	145	
62	122	145	
63	127	145	
64	132	145	
65	138	145	
66	144	145	
67	150	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	

72	153	145	
73	153	145	
74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		

112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

カ 教育職給料表 (三)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59

4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93
26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	50	89	
42	52	90	
43	54	91	

44	56	92	
45	58	93	
46	60	94	
47	62	95	
48	64	96	
49	66	97	
50	68	98	
51	70	99	
52	72	100	
53	73	101	
54	74	102	
55	75	103	
56	76	104	
57	78	105	
58	80	106	
59	82	107	
60	84	108	
61	87	110	
62	90	112	
63	93	114	
64	96	116	
65	101	117	
66	106	118	
67	111	119	
68	116	120	
69	119	122	
70	122	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	130	
74	125	150	
75	125	155	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	

84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		

124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

キ 研究職給料表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23

4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73



44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73
62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		

84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

ク 医療職給料表 (一)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62

38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	

78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ケ 医療職給料表 (二)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33

18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65
38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	

58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			

98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

## コ 医療職給料表 (三)

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37



22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	

62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			

102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					

142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

## サ 福祉職給料表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	25	9	17
2	26	26	10	18
3	27	27	11	19
4	28	28	12	20
5	29	29	13	21
6	30	30	14	22
7	31	31	15	23
8	32	32	16	24
9	33	33	17	25
10	34	34	18	26
11	35	35	19	27
12	36	36	20	28
13	37	37	21	29
14	38	38	22	30
15	39	39	23	31
16	40	40	24	32
17	41	41	25	33
18	42	42	26	34
19	43	43	27	35
20	44	44	28	36
21	46	45	29	37
22	48	46	30	38
23	50	47	31	39
24	52	48	32	40
25	53	49	33	41

26	54	50	34	42
27	55	51	35	43
28	56	52	36	44
29	58	53	37	45
30	60	54	38	46
31	62	55	39	47
32	64	56	40	48
33	65	57	42	49
34	66	58	44	50
35	67	59	46	51
36	68	60	48	52
37	70	61	49	53
38	72	62	50	54
39	74	63	51	55
40	76	64	52	56
41	77	65	55	58
42	78	66	58	60
43	79	67	61	62
44	80	68	64	64
45	82	69	69	66
46	84	70	74	68
47	86	71	81	70
48	88	72	88	72
49	90	73	93	74
50	92	74	93	84
51	94	75	93	93
52	96	76	93	93
53	99	77	93	93
54	102	78	93	93
55	105	79	93	93
56	108	80	93	93
57	113	82	93	93
58	118	84	93	93
59	123	86	93	93
60	128	88	93	93
61	133	90	93	93
62	140	92	93	93
63	147	94	93	93
64	153	96	93	93
65	153	98	93	93

66	153	100	93	93
67	153	102	93	93
68	153	121	93	93
69	153	121	93	93
70	153	121	93	93
71	153	121	93	93
72	153	121	93	93
73	153	121	93	93
74	153	121	93	93
75	153	121	93	93
76	153	121	93	93
77	153	121	93	93
78	153	121	93	
79	153	121	93	
80	153	121	93	
81	153	121	93	
82	153	121	93	
83	153	121	93	
84	153	121	93	
85	153	121	93	
86	153	121	93	
87	153	121	93	
88	153	121	93	
89	153	121	93	
90	153	121	93	
91	153	121	93	
92	153	121	93	
93	153	121	93	
94	153			
95	153			
96	153			
97	153			
98	153			
99	153			
100	153			
101	153			
102	153			
103	153			
104	153			
105	153			

106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			

備考 1 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

2 条例別表第2の備考2の適用を受ける職員の降格後の号給は、イの表の降格後の号給欄に定める号給にかかわらず、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額の前号の直近下位の額の号給とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成13年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

(号給の特例)

第6条 任命権者は、条例第5条第3項の規定により第1号任期付研究員の号給を2号給以上の号給に決定した場合は、第1号任期付研究員の選考採用等実施状況報告書(様式第1号の2)により、遅滞なく、人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、条例第5条第4項の規定による承認を得ようとする場合には、第1号任期付研究員の任期を定めた採用等の承認申請書(様式第1号)を人事委員会に提出するものとする。

第7条 任命権者は、条例第5条第3項の規定により第2号任期付研究員の号給を3号給に決定した場合は、第2号任期付研究員の選考採用等実施状況報告書(様式第3号)により、遅滞なく、人事委員会に報告するものとする。

第11条第2項中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

様式第1号の次に様式第1号の2として次のように加える。

様式第 1 号の 2 (第 6 条第 1 項)

第 号  
平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

任命権者 印

第 1 号任期付研究員の選考採用等実施状況報告書

- 1 採用の職 (所属課所)
- 2 当該職に係る研究業務の内容
- 3 号給 (2 号給以上の号給に決定した場合には, 当該号給に決定した理由)
- 4 任期付研究員の氏名
- 5 任期付研究員を当該研究業務に従事させる必要性
- 6 選考基準, 選考委員会の構成及び選考結果の概要
- 7 採用年月日及び任期



様式第 3 号中「号給」の次に、「(3号給に決定した場合には、その理由)」を加える。

様式第 5 号を削り、様式第 6 号を様式第 5 号とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年茨城県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(特定任期付職員の号給の特例)

第 6 条 任命権者は、条例第 7 条第 3 項の規定による承認を得ようとする場合には、給料月額決定承認申請書(様式第 5 号)を人事委員会に提出するものとする。

第12条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第12条 削除

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 6 条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

付則第13項及び第18項中「付則第74項」を「付則第80項」に改める。

付則第85項を付則第91項とし、付則第75項から第84項までを6項ずつ繰り下げ、付則第74項の次に次の6項を加える。

(平成28年4月1日における特定職員の昇給の号給数の特例についての適用除外)

75 付則第18項の規定は、平成28年4月1日において、給与条例第6条第5項の規定による昇給(給与規則第28条及び第29条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の特定職員のうち給与条例第22条第2項に規定する特定幹部職員で人事委員会の定めるものには、適用しない。

(平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数)

76 平成28年4月1日において、一般職員を給与条例第6条第5項の規定による昇給(給与規則第28条及び第29条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、給与規則第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上(給与条例第6条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、3号給以上)
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

77 前年の昇給日以後に新たに職員となった一般職員又は同日以後に給与規則第18条第3項、第20条第2項若しくは第21条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数)とする。

78 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

79 付則第76項又は第77項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした一般職員にあっては当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えるこ

ととなる一般職員の昇給の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(平成28年4月1日における昇給の号給数の合計)

80 給与規則別表第32の2のA欄及びB欄に規定する昇給の号給数から同表のC欄に規定する昇給の号給数を減じた号給数及び付則第76項第1号に規定する昇給の号給数から同項第2号に規定する昇給の号給数を減じた号給数(付則第18項及び第75項の規定により一般職員の例によることとされる特定職員の場合を含む。)の合計は、各任命権者ごとの平成28年4月1日現在の人員の100分の15に相当する数に4を乗じて得た号給数を超えてはならない。

付則別表中「(付則第77項関係)」を「(付則第83項関係)」に改める。

(営利企業等の従事制限の許可基準を定める規則の一部改正)

第7条 営利企業等の従事制限の許可基準を定める規則(昭和26年茨城県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限の許可基準を定める規則

第1条中「基き、職員が営利企業等に従事しようとする場合」を「基づき、職員が営利企業に従事しようとする場合」に改める。

(茨城県人事委員会事務局組織規則の一部改正)

第8条 茨城県人事委員会事務局組織規則(昭和53年茨城県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第377号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例(平成21年茨城県条例第35号)第16条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	ヤバイ悪グッズ最新版	株式会社鉄人社	・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの ・著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
雑誌	チャンプロード 2016年3月号	株式会社笠倉出版社	・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

種類	題名	発行所等	指定理由
雑誌	TATTOO TRIBAL vol.65	富士美出版株式会社	・著しく青少年の心身の健康を自ら害し、若しくは第三者をしてこれを害させる行為を誘発し、又はこれを助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

茨城県告示第378号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院の開設者から、次のとおり所在地を変更した旨届出があったので告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
総合病院土浦協同病院	土浦市真鍋新町11番7号	土浦市おおつ野四丁目1番1号

茨城県告示第379号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
0870105616	医療法人社団有朋会	栗田 裕文	茨城県那珂市豊喰字間野505	デイサービス クリクリ住吉	茨城県水戸市住吉町20-6	平成28年2月1日	通所介護
0871901120	社会福祉法人関東マリア会	種子田 吉郎	茨城県牛久市猪子町892-2	特別養護老人ホーム グランヴィラ牛久	茨城県牛久市猪子町892-2	平成28年2月1日	短期入所生活介護
0872102108	株式会社ライブコアサポート	海野 ゆき子	茨城県ひたちなか市高場1057	デイサービス くれあ	茨城県ひたちなか市高場623	平成28年2月1日	通所介護
0872300413	マツザキマテリアル株式会社	松崎 佐一郎	茨城県行方市矢幡1881-12	リハビリデイサービス 日の出	茨城県潮来市日の出2-24-25	平成28年2月1日	通所介護
0872800388	株式会社 スクエア	秋田 俊勝	茨城県つくばみらい市下平柳560	ケアガーデン すまいる	茨城県坂東市岩井4278-3	平成28年2月1日	通所介護
0874301153	医療法人 佳和会	芝田 佳三	茨城県猿島郡五霞町山王368-1	デイサービス センターわきあいあい	茨城県猿島郡五霞町原宿台1-3-1	平成28年2月2日	通所介護
0874301161	医療法人 佳和会	芝田 佳三	茨城県猿島郡五霞町山王368-1	訪問介護事業所わきあいあい	茨城県猿島郡五霞町原宿台1-3-1	平成28年2月2日	訪問介護
0870501152	アイリレー株式会社	樫村 文江	茨城県石岡市東光台2-8-3	ショートステイ「あいりレー石岡鹿の子」	茨城県石岡市鹿の子2-8-37	平成28年2月4日	短期入所生活介護

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0873101752	有限会社 美 野里メディカ ルサービス	徐 信	茨城県小美玉 市西郷地1462	デイサービス センター つ つじ	茨城県東茨城 郡茨城町上飯 沼2-281	平成28年 2月6日	通所介護
0870302569	株式会社 ア ーバンアーキ テック	川又 則夫	茨城県ひたち なか市勝田泉 町4-17	ご長寿くらぶ 土浦みぎもみ デイサービス センター	茨城県土浦市 右廻2722	平成28年 2月15日	通所介護
0870302577	株式会社 ひ まわり	下村 真由美	茨城県土浦市 国分町10-2	国分ひまわり 指定居宅介護 支援事業所	茨城県土浦市 国分町10-2	平成28年 2月18日	訪問介護
0862690039	医療法人社団 有朋会	栗田 裕文	茨城県那珂市 豊喰505	訪問看護ステ ーション こ ころ	茨城県那珂市 豊喰505	平成28年 2月22日	訪問看護

## 茨城県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870401361	有限会社市民 社会成熟研究 所	安齋 ヒデ子	茨城県古河市 尾崎3920	デコベル居宅 介護支援事業 所	茨城県古河市 諸川983-18	平成28年 2月1日	居宅介護 支援
0872800396	株式会社 ス クエア	秋田 俊勝	茨城県つくば みらい市下平 柳560	ケアステーシ ョン すまい る	茨城県坂東市 岩井4278-3	平成28年 2月1日	居宅介護 支援
0874301146	株式会社 ロ ングライフ	田中 博文	茨城県水戸市 谷津町1-8	居宅介護支援 事業所 ぶら む五霞	茨城県猿島郡 五霞町原宿台 4-27-4	平成28年 2月1日	居宅介護 支援

## 茨城県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
871901112	社会福祉法人 関東マリア会	種子田 吉郎	茨城県牛久市 猪子町892- 2	特別養護老人 ホーム グラ ンヴィラ牛久	茨城県牛久市 猪子町892- 2	平成28年 2月1日	介護老人 福祉施設

## 茨城県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の

規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870105616	医療法人社団 有朋会	栗田 裕文	茨城県那珂市 豊喰字間野 505	デイサービス クリクリ住吉	茨城県水戸市 住吉町20-6	平成28年 2月1日	介護予防 通所介護
0871901120	社会福祉法人 関東マリア会	種子田 吉郎	茨城県牛久市 猪子町892- 2	特別養護老人 ホーム グラ ンヴィラ牛久	茨城県牛久市 猪子町892- 2	平成28年 2月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0872300413	マツザキマテ リアル株式会 社	松崎 佐一郎	茨城県行方市 矢幡1881-12	リハビリド 日の出	茨城県潮来市 日の出2-24 -25	平成28年 2月1日	介護予防 通所介護
0872800388	株式会社 ス クエア	秋田 俊勝	茨城県つくば みらい市下平 柳560	ケアガーデン すまいる	茨城県坂東市 岩井4278-3	平成28年 2月1日	介護予防 通所介護
0874301153	医療法人 佳 和会	芝田 佳三	茨城県猿島郡 五霞町山王 368-1	デイサービス センターわき あいあい	茨城県猿島郡 五霞町原宿台 1-3-1	平成28年 2月2日	介護予防 通所介護
0874301161	医療法人 佳 和会	芝田 佳三	茨城県猿島郡 五霞町山王 368-1	訪問介護事業 所わきあいあ い	茨城県猿島郡 五霞町原宿台 1-3-1	平成28年 2月2日	介護予防 訪問介護
0870501152	アイリレー 株式会社	樫村 文江	茨城県石岡市 東光台2-8 -3	ショートステ イ「あいリ レー石岡鹿の子 」	茨城県石岡市 鹿の子2-8 -37	平成28年 2月4日	介護予防 短期入所 生活介護
0873101752	有限会社 美 野里メディカ ルサービス	徐 信	茨城県小美玉 市西郷地1462	デイサービス センター つ つじ	茨城県東茨城 郡茨城町上飯 沼2-281	平成28年 2月6日	介護予防 通所介護
0870302569	株式会社 ア ーバンアーキ テック	川又 則夫	茨城県ひたち なか市勝田泉 町4-17	ご長寿くらぶ 土浦みぎもみ デイサービス センター	茨城県土浦市 右舂2722	平成28年 2月15日	介護予防 通所介護
0870302577	株式会社 ひ まわり	下村 真由美	茨城県土浦市 国分町10-2	国分ひまわり 指定居宅介護 支援事業所	茨城県土浦市 国分町10-2	平成28年 2月18日	介護予防 訪問介護
0862690039	医療法人社団 有朋会	栗田 裕文	茨城県那珂市 豊喰505	訪問看護ステ ーション こ ころ	茨城県那珂市 豊喰505	平成28年 2月22日	介護予防 訪問看護

茨城県告示第383号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0852000314	児童デイサービ ス ひまわり	つくば市並木三丁 目16番地4	一般社団法人 ひまわり	つくば市並木三丁 目16番地4	平成28年 4月1日	放課後等デイ サービス

## 茨城県告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812900587	ヘルパーステーション ケアプラスかみす	茨城県神栖市知手中央4-12-9	株式会社エディケイン	茨城県神栖市知手中央四丁目12番9号	平成28年4月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810300590	指定訪問自立支援事業所 アイランド	茨城県土浦市永国1059-1永井ビル203	株式会社シマナ	茨城県土浦市永国1059-1永井ビル203	平成28年4月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812000859	ふいーんど	つくば市館野468-5	特定非営利活動法人サポートハウスにれの木	土浦市中村南四丁目7番26号	平成28年4月1日	生活介護

## 茨城県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの 種 類
0810200436	複合福祉施設 一想園	日立市田尻町2-8-10	社会福祉法人 愛正会	高萩市下手綱1951-15	平成28年2月1日	生活介護 就労移行支援

## 茨城県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0820200442	グループホーム 一想園	茨城県日立市田尻 町2-8-10	社会福祉法人 愛正会	茨城県高萩市大字 下手綱字大谷口 1951番地の15	平成28年 2月1日	共同生活援助

## 茨城県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0822000469	みもりの杜	茨城県つくば市水 守859-7	社会福祉法人に いはり福祉会	茨城県土浦市小高 572-1	平成28年 4月1日	共同生活援助

## 茨城県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0812700243	董授園	茨城県筑西市門井 1687-1	社会福祉法人恒 徳会	茨城県筑西市門井 1677-21	平成28年 4月1日	生活介護 就労継続支援 B型 施設入所支援

## 茨城県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0812500056	やまびこ厚生園	茨城県常陸大宮市 国長993	社会福祉法人 慈徳会	茨城県常陸大宮市 国長993	平成28年 4月1日	生活介護 施設入所支援

## 茨城県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0810100453	若葉園	茨城県水戸市上国井町3285-8	社会福祉法人栄寿会	茨城県水戸市上国井町3285-8	平成28年4月1日	生活介護 就労継続支援 B型 施設入所支援

## 茨城県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0811800036	めふきの苑	茨城県坂東市長谷3134	社会福祉法人修倫福祉会	茨城県坂東市神田山2208	平成28年4月1日	生活介護 施設入所支援

## 茨城県告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0810100438	第二若葉園	茨城県水戸市上国井町3116-47	社会福祉法人栄寿会	茨城県水戸市上国井町3285-8	平成28年4月1日	生活介護 施設入所支援 短期入所

## 茨城県告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌



事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0813800059	虹の里	茨城県稲敷郡美浦村受領957	社会福祉法人 美しの森	茨城県稲敷郡美浦村受領字八牧957番地	平成28年 4月1日	生活介護 施設入所支援

## 茨城県告示第396号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	障害者支援施設のサービスの種類
0812200061	中台育心園	茨城県鹿嶋市中 431番地20	社会福祉法人 みのり会	茨城県鹿嶋市中 431番地20	平成28年 4月1日	生活介護 施設入所支援

## 茨城県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 濱 裕 正

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

P i a c i t y 小川

小美玉市大字中延2277番地 外

## (2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 小美玉市大字立延2277番地 外

(変更後) 小美玉市大字中延2277番地 外

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 変更の年月日

平成21年 1 月23日

(4) 変更の理由

ア 錯誤に伴う誤記修正のため

イ 店舗内テナント入店による変更のため

3 届出年月日

平成28年 3 月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社マルヤ

代表取締役 竹 下 徹 郎

(2) 住所

埼玉県春日部市小淵243番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドロームフードマーケット牛久店

牛久市さくら台一丁目1番地8

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 折 原 昭

(変更後) 代表取締役 竹 下 徹 郎

(3) 変更の年月日

平成26年12月 1 日

(4) 変更の理由

建物設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

平成28年 3 月18日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第399号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社日立ライフ

代表取締役 加 子 茂

(2) 住所

日立市幸町一丁目20番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ日立本店・ワンダーグー日立中央店

日立市鮎川町1丁目316番外

(2) 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(3) 変更の年月日

平成28年11月17日

(4) 変更の理由

利用客の利便性向上のため

3 届出年月日

平成28年3月16日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第400号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小濱 裕正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

P i a C i t y 小川

小美玉市大字中延2277番地 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 130台

(変更後) 70台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 2箇所

(3) 変更の年月日

ア 平成28年11月18日

イ 平成28年 3 月18日

(4) 変更の理由

店舗配置計画に変更があったため

3 届出年月日

平成28年 3 月17日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成28年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社マルヤ

代表取締役 竹 下 徹 郎

(2) 住所

埼玉県春日部市小淵243番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドロームフードマーケット牛久店

牛久市さくら台一丁目1番地8

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,717㎡

(変更後) 1,895㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 72台

(変更後) 78台

(イ) 駐輪場の位置

(3) 変更の年月日

平成28年11月19日

(4) 変更の理由

店舗改装に伴う配置計画変更のため

3 届出年月日

平成28年3月18日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

COMBOX 310

水戸市宮町1丁目6-140 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成27年11月26日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 水戸市宮町 1 丁目 6 - 140 他

(変更後) 水戸市宮町 1 丁目 6 - 140 外

## (イ) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

代表者の氏名	代表執行役 高 野 和 夫
住所	東京都港区西新橋二丁目15番12号

(変更後)

代表者の氏名	代表執行役 三 浦 和 哉
住所	東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

## (3) 届出年月日

平成27年11月17日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ日立豊浦店

日立市川尻町 5 丁目 3 番 17 号

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成28年3月7日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 神 林 章 夫

(変更後) 代表取締役 小 濱 裕 正

## (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 届出年月日

平成28年2月24日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ結城店

結城市大字結城7073 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成28年3月10日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 15台

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(3) 届出年月日

平成28年2月24日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新平須店

水戸市平須町字新山1828番4 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成27年12月7日

## イ 変更した事項

## (ア) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ダイユーエイト茨城水戸店

水戸市平須町字新山1828番4, 9, 12, 13, 14, 55

(変更後) 山新平須店

水戸市平須町字新山1828番4 外

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 届出年月日

平成27年11月24日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

## 茨城県告示第406号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常総ショッピングセンター

取手市戸頭大明神1118番地1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

平成28年2月29日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 東京都中央区新川1丁目1番7号 新川ビル4-A, SK内

(変更後) 東京都港区西新橋一丁目22番5号6階

## (3) 届出年月日



平成28年2月18日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア取手新町店

取手市新町三丁目甲376番2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成28年3月7日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ドラッグてらしま取手新町店

(変更後) ウエルシア取手新町店

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成28年2月26日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第408号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ波崎店・ウエルシア神栖波崎店

神栖市波崎字本郷新田8473番地 3

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成28年 1 月 4 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

a 駐輪場の位置

b 荷さばき施設の位置

c 廃棄物等の保管施設の位置

(イ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

a 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前10時)

閉店時刻 翌午前 0 時 (一部午後 8 時, 年間90日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 翌午前 0 時

b 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) カスミ駐車場 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分

ワンダーステーション駐車場 午前 9 時45分～午後 8 時15分 (年間90日は午後 9 時15分)

(変更後) 第一駐車場 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分

第二駐車場 午前 8 時45分～翌午前 0 時15分

c 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 4 時～午後 6 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

(3) 届出年月日

平成27年12月17日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第409号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成28年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ波崎店・ウエルシア神栖波崎店  
神栖市波崎字本郷新田8473番地 3

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成28年 1 月 4 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミ波崎店

(変更後) カスミ波崎店・ウエルシア神栖波崎店

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成27年12月17日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第410号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字浅川字常光田4247番 1, 4254番 2, 4254番 4, 4254番 5, 字東坊沢4254番 7

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第411号

南筑波土地改良区から平成28年 3 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第

195号) 第30条第2項の規定により同年3月25日認可した。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 茨城県告示第412号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地	備 考
		終 点		
501	桜川土浦自転車道線	桜川市	つくば市	
		土浦市		
504	潮来土浦自転車道線	潮来市	行方市 かすみがうら市	
		土浦市		

#### 茨城県告示第413号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市元吉田町1058番2から  
水戸市元吉田町1060番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

#### 茨城県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成28年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大和田羽生線
- 2 供用開始の区間 行方市羽生1501番1地先から  
行方市羽生2541番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月1日

茨城県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成28年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小野土浦線
- 2 供用開始の区間 土浦市大志戸字下田682番2から  
土浦市大志戸字下田1923番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月8日

茨城県告示第416号

水防法（昭和24年法律第193号）第3条3の規定に基づき、飯沼反町水除堤水害予防組合を平成28年3月31日廃止したので、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第16条の規定により告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき土砂災害警戒区域を、同法第9条第1項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、常陸太田市役所用地管理課及び茨城県常陸太田工事事務所において縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
常陸太田市	岡見	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	七反	急傾斜地の崩壊	
	里川宿-1	急傾斜地の崩壊	
	三ッ目-1	急傾斜地の崩壊	
	三ッ目-2	急傾斜地の崩壊	
	三ッ目-3	急傾斜地の崩壊	
	山口-1	急傾斜地の崩壊	
	山口-2	急傾斜地の崩壊	
	徳田宿上	急傾斜地の崩壊	
	小妻宿下	急傾斜地の崩壊	
	笠石	急傾斜地の崩壊	
	生田	急傾斜地の崩壊	
	笹原	急傾斜地の崩壊	
	広畑	急傾斜地の崩壊	

大中宿	急傾斜地の崩壊
和見 - 1	急傾斜地の崩壊
和見 - 2	急傾斜地の崩壊
湯平	急傾斜地の崩壊
萩久保	急傾斜地の崩壊
下坏	急傾斜地の崩壊
福平 - 3	急傾斜地の崩壊
小菅前	急傾斜地の崩壊
田平 - 1	急傾斜地の崩壊
田平 - 2	急傾斜地の崩壊
河原野 - 2	急傾斜地の崩壊
河原野 - 3	急傾斜地の崩壊
下幡 - 2	急傾斜地の崩壊
細田西	急傾斜地の崩壊
坂の上	急傾斜地の崩壊
細田西下沢	土石流
明神沢	土石流
守金沢	土石流
守金上沢	土石流
陣場沢	土石流
陣場奥沢	土石流
陣場下沢	土石流
陣場上沢	土石流
後沢川	土石流
ナシガ沢	土石流
後沢	土石流
北福泉沢	土石流
萩久保沢	土石流
里平沢	土石流
北上沢	土石流
エンノ沢	土石流
大石沢川	土石流
無名沢	土石流
百字根沢	土石流
山口沢	土石流
納丸沢	土石流
水戸沢	土石流
三ッ目下沢	土石流
里川宿下沢	土石流
里川宿上沢	土石流

七反一の沢	土石流
七反二の沢	土石流
七反三の沢	土石流
七反四の沢	土石流
東徳田宿上沢	土石流
ヤブ沢	土石流
日光内上沢	土石流
東日光内上沢	土石流
根岸上沢	土石流
横川下沢	土石流
横川上沢	土石流
天竜院沢	土石流
八丈石沢	土石流
南横川沢	土石流
清水上沢	土石流
清水中沢	土石流
清水下沢	土石流
日暮沢	土石流
上原二の沢	土石流
上原四の沢	土石流
篠手上沢	土石流
篠手下沢	土石流
田平沢	土石流
細田東上沢	土石流

2 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
常陸太田市	岡見	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	七反	急傾斜地の崩壊	
	里川宿-1	急傾斜地の崩壊	
	三ッ目-1	急傾斜地の崩壊	
	三ッ目-2	急傾斜地の崩壊	
	三ッ目-3	急傾斜地の崩壊	
	山口-1	急傾斜地の崩壊	
	山口-2	急傾斜地の崩壊	
	徳田宿上	急傾斜地の崩壊	
	小妻宿下	急傾斜地の崩壊	
	笠石	急傾斜地の崩壊	
	生田	急傾斜地の崩壊	
	笹原	急傾斜地の崩壊	

広畑	急傾斜地の崩壊
大中宿	急傾斜地の崩壊
和見 - 1	急傾斜地の崩壊
和見 - 2	急傾斜地の崩壊
湯平	急傾斜地の崩壊
萩久保	急傾斜地の崩壊
下坏	急傾斜地の崩壊
福平 - 3	急傾斜地の崩壊
小菅前	急傾斜地の崩壊
田平 - 1	急傾斜地の崩壊
田平 - 2	急傾斜地の崩壊
河原野 - 2	急傾斜地の崩壊
河原野 - 3	急傾斜地の崩壊
下幡 - 2	急傾斜地の崩壊
細田西	急傾斜地の崩壊
坂の上	急傾斜地の崩壊
細田西下沢	土石流
明神沢	土石流
守金沢	土石流
陣場奥沢	土石流
陣場下沢	土石流
陣場上沢	土石流
後沢川	土石流
ナシガ沢	土石流
後沢	土石流
北福泉沢	土石流
萩久保沢	土石流
里平沢	土石流
エンノ沢	土石流
大石沢川	土石流
無名沢	土石流
百字根沢	土石流
山口沢	土石流
納丸沢	土石流
水戸沢	土石流
三ッ目下沢	土石流
里川宿下沢	土石流
里川宿上沢	土石流
七反一の沢	土石流
七反三の沢	土石流



七反四の沢	土石流
東徳田宿上沢	土石流
ヤブ沢	土石流
日光内上沢	土石流
東日光内上沢	土石流
根岸上沢	土石流
横川上沢	土石流
天竜院沢	土石流
八丈石沢	土石流
南横川沢	土石流
清水上沢	土石流
清水中沢	土石流
清水下沢	土石流
日暮沢	土石流
上原二の沢	土石流
上原四の沢	土石流
篠手上沢	土石流
篠手下沢	土石流
田平沢	土石流
細田東上沢	土石流

茨城県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年茨城県告示第1493号により指定した土砂災害特別警戒区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

なお、その関係図書は、潮来市役所都市計画課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 土砂災害特別警戒区域

市町村名	指定を解除する土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
潮来市	田の森の一部	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)

茨城県告示第419号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条の規定において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、茨城県の管理する平成28年3月31日現在の港湾施設の概要を次のとおり告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 鹿 島 港

## 1 水 域 施 設

## 航 路

名 称	数 量	位 置
(1) 外港航路	幅480m～540m 延長4,900m	図 示
(2) 中央航路	幅400m～600m 延長2,880m	〃
(3) 南航路	幅300m～430m 延長3,660m	〃
(4) 北航路	幅160m～300m 延長2,500m	〃

## 泊 地

名 称	面 積	位 置
(1) 外港泊地	960,000㎡	図 示

## 船 だ ま り

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり	22,000㎡	図 示
(2) 北海浜第1船だまり	13,500㎡	〃
(3) 導水路	42,000㎡	〃
(4) 外港船だまり	76,400㎡	〃
(5) 北海浜第2船だまり	65,000㎡	〃
(6) 深芝漁船だまり	4,100㎡	〃

## 2 外 か く 施 設

## 防 波 堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	3,713.62m	図 示
(2) 北防波堤	254.38m	〃
(3) 東防波堤	170m	〃
(4) 船だまり南防波堤	520m	〃
(5) 中央船だまり防波堤A区	70.9m	〃
(6) 中央船だまり防波堤B区	52.7m	〃
(7) 北海浜第1船だまり波除堤	43.5m	〃
(8) 北海浜第2船だまり防波堤	130m	〃
(9) 北海浜第2地区防波堤	120m	〃

## 防 砂 堤

名 称	延 長	位 置
(1) 北側防砂堤	30m	図 示
(2) 北海浜第2期防砂堤	250m	〃
(3) 北海浜第3期防砂堤	350m	〃

## 導 流 堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南海浜埋立地導流堤	484m	図 示

## 護 岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤基部護岸	229.7m	図 示
(2) 北側消波護岸	194.35m	〃

(3) 南側消波護岸	348.1m	図 示
(4) 中央航路消波護岸	392.4m	〃
(5) 北側護岸	201m	〃
(6) 北海浜第1期正面護岸	300m	〃
(7) 北海浜第2期正面護岸	1,540m	〃
(8) 北海浜側面護岸	819m	〃
(9) 外港地区側面護岸	1,293.8m	〃
(10) 新浜護岸	820m	〃
(11) 平井護岸	2,398.3m	〃
(12) 日川護岸	588.1m	〃
(13) 南海浜第1期正面護岸	2,540m	〃
(14) 南海浜第2期正面護岸	3,680.98m	〃
(15) 南海浜側面護岸	576.31m	〃
(16) 外港地区防波護岸	380m	〃

突堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南海浜埋立地突堤	1,136m	図 示
(2) 鹿島港海岸突堤 (平井)	490m	〃
(3) 鹿島港海岸突堤 (日川)	200m	〃

離岸堤

名 称	延 長	位 置
(1) 平井地区離岸堤	200m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 南航路-10m岸壁	-10m	736.4m	D/W15,000トン4隻	南公共埠頭
(2) 南航路-7.5m岸壁	-7.5m	520.04m	D/W 5,000トン4隻	南公共埠頭
(3) 深芝公共埠頭岸壁	-5.5m	300m	D/W 2,000トン3隻	神栖市深芝浜地先
(4) 池向岸壁	-5m	113.6m		神栖市深芝浜地先
(5) 居切導水路-4.5m岸壁	-4.5m	781.14m		神栖市居切浜
(6) 居切導水路-5.0m岸壁	-5m	157.7m		鹿嶋市泉川浜
(7) 北航路-10m岸壁	-10m	170m	D/W10,000トン1隻	北公共埠頭
(8) 北航路-10m岸壁	-10m	170m	D/W10,000トン1隻	北公共埠頭
(9) 北航路-10m岸壁	-10m	170m	D/W12,000トン1隻	北公共埠頭
(10) 外港公共埠頭-14m岸壁	-14m	350m	D/W30,000トン1隻	外港公共埠頭

けい船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 廃油処理場ドルフィン	-5.5m	100m × 2	D/W3,000トン2隻	図 示
(2) 北海浜第2船だまり	-3.0 ~ 4.0m		7隻	〃

けい船くい

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 中央船だまり物揚場	-4m	457.6m	図 示
(2) 北海浜第1船だまり物揚場	-2~-3.5m	395m	〃
(3) 北海浜第2船だまり物揚場	-3~-4m	1,260m	〃
(4) 深芝船だまり物揚場	-2m	209.2m	〃

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 北海浜第1船だまり斜路	-2m	90m	図 示
(2) 北海浜第2船だまり斜路	-3m	30m	〃
(3) 深芝漁船だまり斜路	-2m	41.5m	〃

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり臨港道路	2,646㎡	中央船だまり地内
(2) 南公共埠頭臨港道路	55,720㎡	南公共埠頭内
(3) 深芝浜臨港道路	19,139㎡	深芝公共埠頭内
(4) 南海浜臨港道路	9,061㎡	南海浜地内
(5) 居切島臨港道路	3,345㎡	居切島地内
(6) 北海浜臨港道路	11,700㎡	北海浜第1期地内
(7) 臨港道路北公共1号線	35,290㎡	北公共埠頭内
(8) 外港臨港道路	9,588㎡	外港地内

## 駐車場

名 称	面 積	位 置
(1) 中央船だまり駐車場	1,789㎡	図 示

## 橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新堀割橋	幅6m 延長112m	図 示
(2) 東京電力放水路橋	幅9m 延長51m	〃

## 5 航行補助施設

## 航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 鹿島港第一号灯浮標	緑色光度23カンデラ光達距離 3海里	N 35° 58'0.07" E 140° 42'48.6"
(2) 鹿島港第四号灯浮標	赤色光度23カンデラ光達距離 3海里	N 35° 57'43.09" E 140° 42'18.08"
(3) 鹿島港第八号灯標	赤色光度27カンデラ光達距離 3.5海里	N 35° 55'48.6" E 140° 41'54.0"
(4) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.1)		N 35° 55'25.77" E 140° 39'36.85"

(5) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.2)		N 35° 55'32.78" E 140° 39'23.06"
(6) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.3)		N 35° 55'32.66" E 140° 39'16.06"
(7) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.4)		N 35° 55'28.22" E 140° 39'47.38"
(8) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.5)		N 35° 55'37.33" E 140° 39'26.16"
(9) 鹿島港北航路仮設灯浮標 (NO.6)		N 35° 55'37.33" E 140° 39'26.16"
(10) 鹿島港北航路誘導灯前灯		N 35° 55'41.35777" E 140° 39'11.22207
(11) 鹿島港北航路誘導灯後灯		N 35° 55'41.58180" E 140° 39'10.795337"
(12) 鹿島港南航路仮設灯浮標 (NO.2)		N 35° 53'56" E 140° 40'34"
(13) 鹿島港南航路仮設灯浮標 (NO.3)		N 35° 53'49" E 140° 40'40"
(14) 鹿島港南航路仮設灯浮標 (NO.4)		N 35° 53'35.2" E 140° 40'49"
(15) 鹿島港南航路仮設灯浮標 (NO.5)		N 35° 53'32" E 140° 40'51.2"
(16) 鹿島港南航路仮設灯浮標 (NO.6)		N 35° 53'29" E 140° 40'53.5"
(17) 北海浜航路第一号灯浮標	緑色光度23カンデラ光達距離 3海里	N 35° 57'23.46" E 140° 42'08.48"
(18) 北海浜航路第二号灯浮標	赤色光度23カンデラ光達距離 3海里	N 35° 57'39.52" E 140° 42'05.67"
(19) 北海浜航路第三号灯浮標	緑色光度23カンデラ光達距離 3海里	N 35° 57'44.15" E 140° 41'43.04"
(20) 北海浜航路第五号灯浮標	緑色光度23カンデラ光達距離	N 35° 57'43.45" E 140° 41'36.00"
(21) 北海浜航路第七号灯浮標	緑色光度23カンデラ光達距離	N 35° 57'52.40" E 140° 41'31.57"
(22) 鹿島港北防波堤先端標識灯		N 35° 56'19.2" E 140° 42'12.3"
(23) 鹿島港北海浜正面護岸北側標識灯		N 35° 58'07.2" E 140° 40'56.7"
(24) 鹿島港北海浜正面護岸南側標識灯		N 35° 57'30.7" E 140° 41'17.8"
(25) 鹿島港平井第二船溜沖堤右側標識灯		N 35° 58'23.4" E 140° 40'51.1"

(26) 鹿島港平井第二船溜間口標識灯	N 35° 58'13.9"
	E 140° 40'48.4"
(27) 鹿島港平井第二船溜間口 2 標識灯	N 35° 58'20.1"
	E 140° 40'50.5"
(28) 鹿島港深芝船溜間口標識灯	N 35° 55'25.2"
	E 140° 42'06.5"

## 照明施設

名 称	内 容	位 置
(1) 中央船だまり標示灯	200W 2 基	中央船だまり防波堤
(2) 北海浜第 1 船だまり標示灯	200W 2 基	北防波堤及び波除堤

## 港務通信施設

名 称	内 容	位 置
(1) いばらきポートラジオ	156.6MHZ 空中線電力50W 156.7MHZ 通信距離約100Km 156.8MHZ	神栖市大字居切字海岸砂地1909-20

## 6 荷さばき施設

## 荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 引込みクレーン式アンローダ	400トン/時間	1 基	南公共埠頭南航路 -10m岸壁
(2) ロープトロリ式橋形クレーン	30.5トン	1 基	北公共埠頭北航路 -10m岸壁

## 荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭荷さばき地	59,861.75㎡	南公共埠頭
(2) 深芝荷さばき地	6,045.82㎡	深芝公共埠頭
(3) 北公共埠頭荷さばき地	109,199.54㎡	北公共埠頭地区
(4) 北公共埠頭リーファーコンテナヤード	1,690㎡	〃
(5) 外港公共埠頭荷さばき地	45,225㎡	外港公共埠頭

## 上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 南公共埠頭 1 号上屋	4,496.1㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造	南航路-10m岸壁 隣接地
(2) 南公共埠頭 2 号上屋	1,470.0㎡	鉄筋コンクリート造	南航路-10m岸壁 隣接地
(3) 南公共埠頭くん蒸倉庫	864.0㎡	鉄筋コンクリート造	南航路-10m岸壁 隣接地
(4) コンテナ検査上屋	221.0㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造	北航路-10m岸壁 隣接地

7 旅客施設

待合所

名 称	面 積	位 置
(1) 鹿島港船員待合所	270.26㎡	中央船だまり地内

8 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭野積場	130,237.67㎡	南公共埠頭地内
(2) 北公共埠頭野積場	26,031.57㎡	北公共埠頭地内

危険物置場

名 称	面 積	位 置
(1) 北埠頭危険物屋外貯蔵所	2,170㎡	北公共埠頭地内

9 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 中央船だまり給水施設	最大能力10トン/時間	9 個	中央船だまり物揚場
(2) 南公共埠頭給水施設	最大能力50トン/時間	26個	南公共埠頭
(3) 深芝公共埠頭給水施設	最大能力10トン/時間	3 個	深芝公共埠頭
(4) 北公共埠頭給水施設	最大能力72トン/時間	12個	北公共埠頭
(5) 北公共埠頭受水槽	最大容量 860㎡	2 個	北公共埠頭
(6) 外港公共埠頭給水施設	最大能力60トン/時間	4 個	外港公共埠頭
(7) 外港公共埠頭受水槽	最大容量 200㎡	1 個	外港公共埠頭

10 港湾環境整備施設

海浜

名 称	面 積	位 置
(1) 平井海岸	60,000㎡	平井浜地区
(2) 日川海岸	30,000㎡	日川浜地区

緑地

名 称	面 積	位 置
(1) 南公共埠頭緑地 (A)	4,000㎡	南公共埠頭
(2) 鹿島港魚釣園	1,841㎡	北防波堤
(3) 南港緑地	6,500㎡	南公共埠頭
(4) 鹿島港北海浜地区新浜緑地	89,014㎡	北海浜地区

11 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	位 置
(1) 鹿島港湾事務所	863㎡	神栖市東深芝13
(2) 港湾事務所倉庫	253㎡	〃
(3) 北公共埠頭管理棟	72.87㎡	北公共埠頭地区
(4) オイルフェンス格納庫	80㎡	中央船だまり地内
(5) 南公共埠頭オイルフェンス格納庫	80㎡	南公共埠頭地内
(6) 外港公共埠頭管理棟	79.49㎡	外港公共埠頭

## その他の施設

名 称	面 積	位 置
(1) コンテナゲート棟	384㎡	北公共埠頭地内
(2) コンテナ洗浄場	680㎡	〃
(3) 鹿島港魚釣園管理棟	40.57㎡	北防波堤
(4) 鹿島港北海浜地区新浜緑地管理棟	73.59㎡	北海浜地区

## 12 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 鹿嶋市大字新浜 9 番	400㎡
(2) 鹿嶋市大字新浜10番	49,769㎡
(3) 鹿嶋市大字新浜11番	19,034㎡
(4) 鹿嶋市大字新浜12番	89,014㎡
(5) 鹿嶋市大字新浜13番	16,237㎡
(6) 鹿嶋市大字新浜14番	2,279㎡
(7) 鹿嶋市大字泉川1712番 3	24,928㎡
(8) 鹿嶋市大字泉川1712番 5	18,115㎡
(9) 鹿嶋市大字泉川1712番 6	2,162㎡
(10) 鹿嶋市大字泉川1748番イ 25	889㎡
(11) 鹿嶋市大字平井2275番 1	47,494㎡
(12) 鹿嶋市大字平井2275番 2	56,253㎡
(13) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番18	4,919㎡
(14) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番19	674㎡
(15) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番20	4,258㎡
(16) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番22	29,046㎡
(17) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番25	673㎡
(18) 神栖市大字居切字海岸砂地1909番18地先	4,247.47㎡
(19) 神栖市大字深芝字海辺3671番44	57,735㎡
(20) 神栖市大字深芝字海辺3672番24	5,105㎡
(21) 神栖市大字深芝字海辺3673番 7 地先	36,716.49㎡
(22) 神栖市大字深芝字海辺3673番10	337㎡
(23) 神栖市大字深芝字海辺3673番11	1,456㎡
(24) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番 2	13,328㎡
(25) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番 7	53㎡
(26) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番 9	5,771㎡
(27) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番10	203㎡
(28) 神栖市大字奥野谷字根岸2090番11	58㎡
(29) 神栖市大字奥野谷字東場2150番 2	24,748㎡
(30) 神栖市大字奥野谷字東場2150番 4	558㎡
(31) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番19	174,287㎡
(32) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番34	20,900㎡
(33) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番35	54,805㎡
(34) 神栖市大字奥野谷字出羽4186番36	729㎡



(35) 神栖市大字奥野谷字出羽4219番 7	956㎡
(36) 神栖市大字奥野谷字出羽4219番10	184㎡
(37) 神栖市大字奥野谷字出羽4223番 3	311㎡
(38) 神栖市大字奥野谷字出羽4418番	10,205㎡
(39) 神栖市大字奥野谷字出羽5352番16	4,075㎡
(40) 神栖市大字奥野谷字出羽5401番27	674㎡
(41) 神栖市大字奥野谷字北瀬戸4264番 5	34㎡
(42) 神栖市大字奥野谷字北瀬戸4264番 6	250㎡
(43) 神栖市大字奥野谷字北瀬戸4264番11	0.31㎡
(44) 神栖市大字奥野谷字根岸4558番 9	1,316㎡
(45) 神栖市大字奥野谷字上手6676番 4	9,568㎡
(46) 神栖市大字知手字和手3160番 8	21㎡
(47) 神栖市大字東深芝4463番 4	6,665㎡
(48) 神栖市大字東和田39番 5	12,136㎡
(49) 神栖市大字北浜19番 2	9,552㎡
(50) 神栖市大字北浜20番	7,590㎡
(51) 神栖市大字北浜22番	2,939㎡
(52) 神栖市大字北浜24番	18,613㎡
(53) 神栖市大字北浜26番	162㎡
(54) 神栖市大字南浜11番	20,650㎡
(55) 神栖市大字南浜13番 1	10,510㎡
(56) 神栖市大字南浜13番 2	2,449㎡
(57) 神栖市大字柳川4143番 1	4,543㎡
(58) 神栖市大字南浜4143番 2	2,292㎡
(59) 神栖市大字南浜4148番	6,975㎡
(60) 神栖市大字南浜4149番	1,111㎡

茨 城 港 日 立 港 区

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 中央航路	幅200m 延長1,380m	図 示

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭 B・C 岸壁前面泊地	71,000㎡	図 示
(2) 第1埠頭 D 岸壁前面泊地	12,000㎡	〃
(3) 第2小型船溜まり前面泊地	13,000㎡	〃
(4) 第1小型船溜まり前面泊地	20,000㎡	〃
(5) 第1埠頭 A 岸壁前面泊地	12,800㎡	〃
(6) 第2埠頭 B 岸壁前面泊地	11,600㎡	〃
(7) 第1ふ頭 D 岸壁航路・泊地 (その1)	81,000㎡	〃
(8) 第1ふ頭 D 岸壁航路・泊地 (その2)	116,200㎡	〃
(9) 第1ふ頭 D 岸壁航路・泊地 (その3)	112,000㎡	〃

(10) 第 3 ふ頭 B 岸壁航路・泊地	96,000㎡	図 示
(11) 第 3 ふ頭 B 岸壁前面泊地	13,000㎡	〃
(12) 第 4 ふ頭 C 岸壁航路・泊地	7,500㎡	〃
(13) 第 4 ふ頭 A, B 岸壁航路・泊地	14,500㎡	〃
(14) 第 4 ふ頭 C 岸壁前面泊地	6,600㎡	〃
(15) 第 4 ふ頭 D 岸壁前面泊地	9,900㎡	〃
(16) 第 4 ふ頭 D 岸壁航路・泊地	10,400㎡	〃
(17) -12m 航路泊地	420,000㎡	〃
(18) 第 5 ふ頭 D 岸壁前面泊地	12,000㎡	〃
(19) 第 4 ふ頭 E 岸壁前面泊地	12,000㎡	〃
(20) 第 4 ふ頭 F 岸壁前面泊地	9,257㎡	〃
(21) 第 5 ふ頭 B, C 岸壁航路・泊地	23,400㎡	〃
(22) 第 5 ふ頭 B, C 岸壁前面泊地	13,000㎡	〃
(23) 第 5 ふ頭 A 岸壁航路・泊地	15,100㎡	〃
(24) 第 5 ふ頭 A 岸壁前面泊地	3,600㎡	〃

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 東防波堤	2,010m	図 示
(2) 南防波堤	1,097m	〃
(3) 東防波堤 (波除堤)	50m	〃
(4) 第 3 埠頭防波堤 (波除堤)	80m	〃
(5) 第 1 小型船だまり防波堤 (波除堤)	70m	〃
(6) 第 2 小型船だまり防波堤 (波除堤)	20m	〃
(7) 沖防波堤	660m	〃

## 導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 久慈川導流堤	40m	図 示

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 第 1 埠頭先端護岸	146.2m	図 示
(2) 第 1 埠頭護岸	207m	〃
(3) 第 2 埠頭先端護岸	169.5m	〃
(4) 第 3 埠頭埋立護岸	257.26m	〃
(5) 第 4 埠頭先端護岸	245m	〃
(6) 第 4 埠頭緑地護岸	155.89m	〃
(7) 第 5 埠頭先端取付護岸	37.5m	〃
(8) 第 5 埠頭護岸 (導水)	210m	〃
(9) 第 5 埠頭護岸	489m	〃
(10) 第 1 小型船だまり物揚場護岸	30m	〃

水門

名 称	内 容	位 置
(1) 水門	鉄筋コンクリート 有効幅 4 m 延長45.1m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第 1 埠頭 B 岸壁	-7.5m	121m	D/W 5,000トン 1 隻	第 1 埠頭北側
(2) 第 1 埠頭 C 岸壁	-7.5m	131m	D/W 5,000トン 1 隻	第 1 埠頭北側
(3) 第 1 埠頭 D 岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン 1 隻	第 1 埠頭南側
(4) 第 2 埠頭 B 岸壁	-9m	165m	D/W10,000トン 1 隻	第 2 埠頭北側
(5) 第 3 埠頭 A 岸壁	-5m	140m	D/W 1,000トン 1 隻	第 3 埠頭北側
(6) 第 4 埠頭 A 岸壁	-5m	70m	D/W 1,000トン 1 隻	第 4 埠頭北側
(7) 第 4 埠頭 B 岸壁	-5m	70m	D/W 1,000トン 1 隻	第 4 埠頭北側
(8) 第 4 埠頭 C 岸壁	-7.5m	130m	D/W 5,000トン 1 隻	第 4 埠頭北側
(9) 第 4 埠頭 D 岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン 1 隻	第 4 埠頭北側
(10) 第 4 埠頭 E 岸壁	-12m	240m	D/W30,000トン 1 隻	第 4 埠頭南側
(11) 第 5 埠頭 A 岸壁	-7.5m	130m	D/W 5,000トン 1 隻	第 5 埠頭北側
(12) 第 5 埠頭 B 岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン 1 隻	第 5 埠頭北側
(13) 第 5 埠頭 C 岸壁	-10m	185m	D/W15,000トン 1 隻	第 5 埠頭北側
(14) 第 5 埠頭 D 岸壁	-12m	240m	D/W30,000トン 1 隻	第 5 埠頭北側

係船くい

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第 1 埠頭 A ドルフィン	-5m	7m	D/W 1,000トン 1 隻	第 1 埠頭北側

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 第 1 小型船だまり物揚場	-4m	300m	図 示
(2) 第 2 小型船だまり物揚場	-2m	273.9m	〃

船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 第 2 小型船だまり船揚場	-2m	40m	図 示

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第 1 埠頭道路	10,947㎡	第 1 埠頭内
(2) 第 2 埠頭道路	18,779㎡	第 2 埠頭内
(3) 第 4 埠頭道路	19,200㎡	第 4 埠頭内
(4) 第 5 埠頭道路	18,324㎡	第 5 埠頭内
(5) 貯木場道路	2,227㎡	貯木場内

## 橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) なぎさ橋	幅7m 延長14.66m	図 示

## 5 荷さばき施設

## 荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 多目的アンローダークレーン	600トン/時間 吊上荷重16トン	1基	第1埠頭D岸壁

## 荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第4埠頭第3小型船だまり荷さばき地	3,554.6㎡	第4埠頭内
(2) 第5埠頭荷さばき地	42,540㎡	第5埠頭内
(3) 第1小型船だまり物揚場荷さばき地	7,050㎡	第5埠頭内

## 上屋

名 称	面 積	位 置
(1) 公共1号上屋	864㎡	第1埠頭内
(2) 公共2号上屋	3,576㎡	第2埠頭内
(3) 公共3号上屋	2,028㎡	第2埠頭内

## 6 保管施設

## 野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭野積場	30,526㎡	第1埠頭内
(2) 第2埠頭野積場	40,403㎡	第2埠頭内
(3) 第4埠頭野積場	80,247.3㎡	第4埠頭内
(4) 第5埠頭野積場	57,701.5㎡	第5埠頭内

## 7 船舶役務用施設

## 給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第1埠頭内
(2) 水栓	最大能力30トン/時間	9個	第2埠頭内
(3) 水栓	最大能力50トン/時間	13個	第4埠頭内
(4) 水栓	最大能力30トン/時間	10個	第5埠頭内
(5) 水栓	最大能力50トン/時間	4個	第5埠頭内

## 8 港湾環境整備施設

## 緑 地

名 称	面 積	位 置
(1) 緑地	6㎡	貯木場内
(2) 緑地 (なぎさ公園)	26,924㎡	なぎさ公園

## 9 港湾管理施設

## 港湾管理事務所等

名 称	面 積	位 置
(1) 茨城港湾事務所日立港区事業所	630.22㎡	日立市久慈町1-3-21
(2) 資材倉庫	97.47㎡	〃
(3) 公共2号上屋付属棟	168.49㎡	第2埠頭内

(4) 管理棟	324.61㎡	第 5 埠頭内
10 港湾施設用地		
所 在 地		面 積
(1) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 48		63,235㎡
(2) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 52		163㎡
(3) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 73		7,128㎡
(4) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 74		7,254㎡
(5) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 78		11,847㎡
(6) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 79		970㎡
(7) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 80		0.27㎡
(8) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 81		82㎡
(9) 日立市久慈町 1 丁目 5630 番 84		0.55㎡
(10) 日立市みなと町 5773 番 10		33,284㎡
(11) 日立市みなと町 5773 番 13		28,825㎡
(12) 日立市みなと町 5773 番 14		7,550㎡
(13) 日立市みなと町 5773 番 15		7,573㎡
(14) 日立市みなと町 5773 番 16		5,421㎡
(15) 日立市みなと町 5774 番 4		111,320㎡
(16) 日立市みなと町 5774 番 18		19,411㎡
(17) 日立市みなと町 5774 番 19		3,502㎡
(18) 日立市みなと町 5774 番 20		2,397㎡
(19) 日立市みなと町 5774 番 21		15,013㎡
(20) 日立市みなと町 5774 番 27		351㎡
(21) 日立市みなと町 5774 番 28		25㎡
(22) 日立市みなと町 5774 番 29		9.6㎡
(23) 日立市みなと町 5774 番 30		8,031㎡
(24) 日立市留町字北河原 2435 番 1		8,157㎡
(25) 日立市留町字北河原 2435 番 3		2,227㎡
(26) 日立市留町字北河原 2435 番 15		2,923㎡
(27) 日立市留町字北河原 2435 番 18		5,195㎡
(28) 日立市留町字北河原 2435 番 19		624㎡
(29) 日立市留町字北河原 2435 番 54		1,649㎡
(30) 日立市留町字北河原 2435 番 57		721㎡
(31) 日立市留町字北河原 2435 番 58		5,028㎡
(32) 日立市留町字北河原 2435 番 59		3,308㎡
(33) 日立市留町字北河原 2435 番 60		2,278㎡
(34) 日立市留町字北河原 2435 番 72		6.58㎡
(35) 日立市留町字北河原 2856 番 5		6,522㎡
(36) 日立市留町字北河原 2856 番 8		13,884㎡
(37) 日立市留町字北河原 2856 番 11		1,610㎡
(38) 日立市留町字北河原 2856 番 12		10㎡
(39) 日立市留町字北河原 2856 番 15		206㎡

(40) 日立市留町字北河原2938番 5	11㎡
(41) 日立市留町字北河原2967番96	26㎡
(42) 日立市留町字北河原2982番	14,683㎡
(43) 日立市留町字北河原2983番	231㎡
(44) 日立市留町字北河原2984番 1	97,604㎡
(45) 日立市留町字北河原2985番 1	35,441㎡
(46) 日立市留町字北河原2985番 2	2,415㎡
(47) 日立市留町字北河原2986番 1	7,594㎡

## 茨 城 港 大 洗 港 区

## 1 水域施設

## 航路

名 称	数 量	位 置
(1) 大洗航路	幅140m ~ 220m 延長1,530m	図 示
(2) マリーナ航路	幅 30m 延長1,390m	〃

## 泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地 (-2m)	19,415㎡	図 示
(2) 泊地 (-3m)	2,500㎡	〃
(3) 泊地 (-4m)	33,537㎡	〃
(4) 泊地 (-4m)	4,200㎡	〃
(5) 泊地 (-5m)	77,365㎡	〃
(6) 泊地 (-8m)	19,600㎡	〃
(7) 泊地 (-9m)	13,000㎡	〃
(8) マリーナ泊地 (-3m)	22,000㎡	〃
(9) 航路・泊地 (-8m)	73,600㎡	〃
(10) 航路・泊地 (-9m)	262,000㎡	〃

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,137.3m	図 示
(2) 沖防波堤	1278.76m	〃
(3) 南波除堤	61.5m	〃
(4) 北波除堤	70m	〃
(5) 東波除堤	100.75m	〃
(6) マリーナ東波除堤	115m	〃
(7) マリーナ西波除堤	15m	〃
(8) マリーナ南波除堤	40m	〃

## 防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 西防砂堤	840.05m	図 示

護 岸

名 称	延 長	位 置
(1) 外浜護岸 (神社下)	394m	図 示
(2) 東防波護岸	245m	〃
(3) 護岸 (畜産センター前)	115m	〃
(4) 南防波護岸	385m	〃
(5) 第 1 埠頭先端護岸	30m	〃
(6) 第 2 埠頭先端護岸	35m	〃
(7) 第 3 埠頭護岸 (消波)	40m	〃
(8) 第 3 埠頭先端護岸	100m	〃
(9) 第 4 埠頭先端護岸	121m	〃
(10) 第 4 埠頭消波護岸	25m	〃
(11) マリーナ護岸	94m	〃
(12) 大貫護岸	651m	〃

突 堤

名 称	延 長	位 置
(1) 大貫サンビーチ突堤	555m	図 示

3 けい留施設

大型けい船岸

岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第 1 埠頭 A 岸壁	-5m	70m	D/W1,000 トン 1 隻	図 示
(2) 第 1 埠頭 B 岸壁	-5m	170m	D/W1,000 トン 2 隻	〃
(3) 第 1 埠頭 C 岸壁	-5m	140m	D/W1,000 トン 2 隻	〃
(4) 第 2 埠頭 A 岸壁	-5m	140m	D/W1,000 トン 2 隻	〃
(5) 第 2 埠頭 B 岸壁	-5m	70m	D/W1,000 トン 1 隻	〃
(6) 第 2 埠頭 C 岸壁	-5m	140m	D/W1,000 トン 2 隻	〃
(7) 第 2 埠頭 D 岸壁	-5m	70m	D/W1,000 トン 1 隻	〃
(8) 第 3 埠頭東岸壁	-8m	260m+40m	D/W5,000 トン 1 隻	〃
(附帯設備：車両乗降用設備 幅員21m 1基)				
(9) 第 3 埠頭西岸壁	-8m	230m+40m	D/W5,000 トン 1 隻	〃
(10) 第 4 埠頭岸壁	-8m	240m+30m	D/W8,000 トン 1 隻	〃

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ固定護岸	-3m	260m		図 示

浮さん橋

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) マリーナ浮さん橋	-3m	501.5m	G/T15 トン 56 隻	図 示
(2) マリーナクレーン浮さん橋	-3m	17m	G/T15 トン 2 隻	〃

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 第 1 埠頭 A 物揚場	-3m	250m	D/W 40 トン 3 隻	図 示
(2) 第 1 埠頭 B 物揚場	-2m	70m	D/W 10 トン 18 隻	〃
(3) 第 1 埠頭 C 物揚場	-2m	130m	D/W 10 トン 33 隻	〃
(4) 第 1 埠頭 D 物揚場	-2m	85m	D/W 10 トン 50 隻	〃
(5) 第 1 埠頭 E 物揚場	-4m	110m	D/W 150 トン 5 隻	〃
(6) 第 1 埠頭 F 物揚場	-2m	200m	D/W 10 トン 50 隻	〃
(7) 第 1 埠頭 G 物揚場	-4m	100m	D/W 150 トン 3 隻	〃
(8) 第 4 埠頭物揚場	-4m	105m	D/W 600 トン 1 隻	〃
(9) マリーナ物揚場	-3m	150m	G/T 20 トン 6 隻	〃

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 第 1 埠頭 A 船揚場	-2m	24m	図 示
(2) 第 1 埠頭 B 船揚場	-2m	104m	〃
(3) マリーナ船揚場	-3m	10m	〃

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 第 1 埠頭道路	8,265㎡	図 示
(2) 第 2 埠頭道路	6,959㎡	〃
(3) 第 3 埠頭道路	10,200㎡	〃
(4) 臨港道路 1 号線	11,586㎡	〃
(5) 臨港道路 2 号線	7,913㎡	〃
(6) 臨港道路 3 号線	2,263㎡	〃
(7) 臨港道路 4 号線	2,071㎡	〃
(8) 臨港道路 5 号線	1,333㎡	〃

## 5 航行補助施設

## 航路標識

名 称	位 置
(1) 第 2 埠頭 -5m 物揚場先端 No. D 標識灯 及び対岸南防波堤 No. C 標識灯	N 36° 18' 29" E 140° 34' 43"
(2) 南防波堤港内 NO.2 浮標灯	N 36° 18' 07" E 140° 34' 39"
(3) 西防砂堤先端 NO.1 標識灯	N 36° 18' 02" E 140° 34' 32"
(4) 南防波堤 NO.4 浮標灯	N 36° 18' 23" E 140° 34' 39"
(5) 南防波堤先端 NO.B 標識灯	N 36° 18' 03" E 140° 34' 47"
(6) 沖防波堤北側 NO.A 標識灯	N 36° 18' 06" E 140° 35' 06"



(7) マリーナ東波除堤 NO.H 標識灯	N 36° 18'16" E 140° 34'17"
(8) マリーナ西波除堤東 NO.I 標識灯	N 36° 18'15" E 140° 34'16"
(9) マリーナ南波除堤 NO.J 標識灯	N 36° 18'14" E 140° 34'18"
(10) 西防砂堤マリーナ航路脇 NO.3浮標灯	N 36° 18'12" E 140° 34'22"
(11) 西防砂堤先端 NO.5浮標灯	N 36° 18'05" E 140° 34'31"
(12) 第 4 埠頭南東側 NO.G 標識灯	N 36° 18'22" E 140° 34'18"
(13) 第 3 埠頭先端西側セクターライト	N 36° 18'27"7864" E 140° 34'24'3247"
(14) 沖防波堤港内 No9浮標灯	N 36° 17'44" E 140° 34'56"

6 荷さばき施設

荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) 固定巻上式クレーン	定格荷重20トン (5トン×4)	1基	マリーナ

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第 1 埠頭荷さばき地	14,740㎡	図 示
(2) 第 2 埠頭荷さばき地	5,853㎡	〃
(3) 第 2 埠頭荷さばき地 (未舗装)	4,397.78㎡	〃
(4) 第 3 埠頭荷さばき地	85,400㎡	〃
(5) 第 4 埠頭荷さばき地	46,566㎡	〃

上屋

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナクラブハウス	1,284㎡	マリーナ

7 旅客施設

旅客待合所

名 称	面 積	位 置
(1) 大洗港フェリーターミナル	1,337.03㎡	第 3 埠頭

旅客乗降用固定施設

名 称	延 長	基 数	位 置
(1) 人道橋	幅1.8～2.0m 延長216m	1基	第 3 埠頭

8 保管施設

船舶保管施設

名 称	面 積	位 置
(1) マリーナボートヤード	7,026.75㎡	マリーナ

## 9 船舶役務用施設

## 給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 水栓	最大能力45トン/時間	3 個	第3埠頭東岸壁
(2) 水栓	最大能力45トン/時間	4 個	第3埠頭西岸壁
(3) 水栓	最大能力45トン/時間	4 個	第4埠頭岸壁
(4) マリーナ給水栓	最大能力1.7トン/時間	51個	マリーナ

## 10 港湾環境整備施設

## 緑地

名 称	面積又は延長	位 置
(1) 大洗海浜公園	72,257㎡	図 示
(2) 港中央公園	10,000㎡	〃
(3) 中央地区緑地	2,939㎡	〃
(4) マリーナ地区緑地	3,221㎡	〃
(5) 大洗港魚釣園	672m	〃
(6) マリーナ地区緑地2	7,000㎡	〃

## 11 港湾管理施設

## 港湾管理事務所等

名 称	面 積	位 置
(1) 茨城港湾事務所大洗港区事業所	724㎡	大洗町港中央7
(2) 港湾管理詰所兼倉庫	194.4㎡	〃

## その他の施設

名 称	面 積	位 置
(1) 大洗港魚釣園管理棟	60.48㎡	図 示

## 12 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) 大洗町港中央1番	34,868㎡
(2) 大洗町港中央2番	35,293㎡
(3) 大洗町港中央3番	2,903㎡
(4) 大洗町港中央4番	10,566㎡
(5) 大洗町港中央5番1	15,917㎡
(6) 大洗町港中央5番2	2,569㎡
(7) 大洗町港中央6番	11,183㎡
(8) 大洗町港中央7番1	5,629㎡
(9) 大洗町港中央8番	10,000㎡
(10) 大洗町港中央9番1	16,541㎡
(11) 大洗町港中央10番	8,990㎡
(12) 大洗町港中央12番1	1,328㎡
(13) 大洗町港中央12番5	20,662㎡
(14) 大洗町港中央19番4	165㎡
(15) 大洗町港中央26番12	11㎡
(16) 大洗町港中央26番17	6㎡

(17) 大洗町港中央26番19	6㎡
(18) 大洗町港中央26番23	7㎡
(19) 大洗町港中央28番 3	1,276㎡
(20) 大洗町港中央28番 5	5㎡
(21) 大洗町港中央28番11	3㎡
(22) 大洗町港中央28番15	5㎡
(23) 大洗町港中央28番22	3㎡
(24) 大洗町港中央30番 3	393㎡
(25) 大洗町港中央30番 8	7㎡
(26) 大洗町港中央38番	7,319㎡
(27) 大洗町港中央39番	2,643㎡
(28) 大洗町港中央40番	65,400㎡
(29) 大洗町磯浜町6881番486	128㎡
(30) 大洗町磯浜町6881番494	91㎡
(31) 大洗町磯浜町6881番594	1,550㎡
(32) 大洗町磯浜町8253番 1	1,229㎡
(33) 大洗町磯浜町8253番29	379㎡
(34) 大洗町磯浜町8253番37	9㎡
(35) 大洗町磯浜町8253番41	1,275㎡
(36) 大洗町磯浜町8253番43	17㎡
(37) 大洗町磯浜町8253番62	2,225㎡
(38) 大洗町磯浜町8253番63	1,551㎡
(39) 大洗町磯浜町8253番65	185㎡
(40) 大洗町磯浜町8253番67	7,141㎡
(41) 大洗町磯浜町8253番68	4,443㎡
(42) 大洗町磯浜町8253番69	23,548㎡
(43) 大洗町磯浜町8253番70	372㎡
(44) 大洗町磯浜町8255番 1	18,117㎡
(45) 大洗町磯浜町8255番 4	2,898㎡
(46) 大洗町磯浜町8255番 5	63㎡

茨 城 港 常 陸 那 珂 港 区

1 水域施設

航路

名 称	数 量	位 置
(1) 外港航路	幅430m ~ 730m 延長3,000m	図 示
(2) 北埠頭航路	幅430m 延長3,300m	〃
(3) 南埠頭航路	幅200m 延長1,800m	〃

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地 (-5.5m)	63,000㎡	図 示
(2) 泊地 (-7.5m)	54,000㎡	〃
(3) 北埠頭外貿地区前面泊地 (-15.0m)	375,000㎡	〃

(4) 北埠頭取水口前面泊地 (-10.0m)	208,000㎡	図 示
(5) 北埠頭内貿地区前面泊地 (-7.5m)	38,000㎡	〃
(6) 北埠頭内貿地区前面泊地 (-5.5m)	20,000㎡	〃
(7) 北埠頭物揚場泊地 (-4.0m)	30,800㎡	〃
(8) 北埠頭前面泊地 (-18.0m)	774,000㎡	〃
(9) 南埠頭泊地 (-7.5m)	108,000㎡	〃
(10) 南埠頭泊地 (-10.0m)	91,300㎡	〃
(11) 中央埠頭前面泊地 (-9.0m)	100,000㎡	〃

## 2 外かく施設

## 防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	1,237.8m	図 示
(2) 仮防波堤	500m	〃
(3) 東防波堤	4,488.55m	〃
(4) 北防波堤	497.92m	〃
(5) 突堤 B	150m	〃
(6) 突堤 C	250m	〃
(7) 波除堤 (北)	40m	〃
(8) 波除堤 (南)	30m	〃

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 南護岸	106.5m	図 示
(2) 護岸 (4-E) I	82m	〃
(3) 護岸 (4-E) II	78m	〃
(4) 護岸 (4-G) I	96.5m	〃
(5) 護岸 (4-G) II	63.5m	〃
(6) 護岸 (4-H) I	30.3m	〃
(7) 護岸 (4-H) II	69.7m	〃
(8) 護岸 (4-D)	400m	〃
(9) 埋立護岸 (3-A)	440m	〃
(10) 埋立護岸 (3-B)	300m	〃
(11) 埋立護岸 (3-C)	550m	〃
(12) 埋立護岸 (3-D)	300m	〃
(13) 埋立護岸 (3-E)	540m	〃

## 3 けい留施設

## 大型けい船岸

## 岸壁

名 称	水 深	延 長	能 力	位 置
(1) 南埠頭 A 岸壁	-5.5m	180m	D/W 2,000トン 1 隻	図 示
(2) 南埠頭 B 岸壁	-5.5m	180m	D/W 2,000トン 1 隻	〃
(3) 南埠頭 C 岸壁	-7.5m	260m	D/W 5,000トン 1 隻	〃
(4) 北埠頭 A 岸壁	-14.0m	280m	D/W 50,000トン 1 隻	〃

(5) 北埠頭 B 岸壁	-12.0m	240m	D/W30,000トン1隻	図 示
(6) 北埠頭 C 岸壁	-10.0m	170m	D/W10,000トン1隻	〃
(7) 北埠頭 D 岸壁	-7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	〃
(8) 北埠頭 E 岸壁	-7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	〃
(9) 北埠頭 F 岸壁	-7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	〃
(10) 北埠頭 G 岸壁	-5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	〃
(11) 北埠頭 H 岸壁	-5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	〃
(12) 北埠頭 I 岸壁	-5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	〃
(13) 北埠頭 J 岸壁	-5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	〃
(14) 北埠頭 K 岸壁	-5.5m	100m	D/W 2,000トン1隻	〃
(15) 中央埠頭 A 岸壁	-7.5m	130m	D/W 5,000トン1隻	〃
(16) 中央埠頭 B 岸壁	-9.0m	250m	D/W 6,500トン1隻	〃

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 北埠頭物揚場 A	-4m	140m	図 示
(2) 北埠頭物揚場 B	-4m	220m	〃
(3) 北埠頭物揚場 C	-4m	150m	〃

4 航行補助施設

航路標識

名 称	内 容	位 置
(1) 第一号灯浮標	緑色光度55カンデラ光達距離 4.5海里	N 36° 22'34.3" E 140° 38'27.2"
(2) 第二号灯浮標	赤色光度55カンデラ光達距離 4.5海里	N 36° 22'51.1" E 140° 38'50.9"
(3) 第三号灯浮標	緑色光度55カンデラ光達距離 4.5海里	N 36° 23'25.7" E 140° 38'06.8"
(4) 第四号灯浮標	赤色光度55カンデラ光達距離 4.5海里	N 36° 23'31.0" E 140° 38'25.4"
(5) 第五号灯浮標	緑色光度55カンデラ光達距離 4.5海里	N 36° 24'10.2" E 140° 37'45.6"
(6) 第六号灯浮標	赤色光度55カンデラ光達距離 4.5海里	N 36° 24'14.9" E 140° 38'01.9"

5 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路 4 号線	54,480㎡	北埠頭内
(2) 臨港道路 5 号線 (北埠頭)	25,200㎡	北埠頭内
(3) 臨港道路 5 号線 (中央埠頭)	16,280㎡	南埠頭内
(4) 臨港道路 5 号線 (南埠頭)	12,615㎡	南埠頭内
(5) 臨港道路 6 号線	14,192㎡	西部地区
(6) 臨港道路 2 号線①	6,345㎡	西部地区

(7) 臨港道路 2 号線②	5,310㎡	西部地区
(8) 臨港道路 8 号線	3,540㎡	北埠頭内

## 6 荷さばき施設

## 軌道走行式荷役機械

名 称	能 力	基 数	位 置
(1) ガントリークレーン	吊上荷重55.6トン	2基	北埠頭外貿埠頭内
(2) トランスファークレーン	吊上荷重52.0トン	4基 (1基未復旧)	〃

## 荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 第1埠頭荷さばき地	17,800㎡	図 示
(2) 北埠頭内貿1号荷さばき地	12,100㎡	〃
(3) 北埠頭内貿2号荷さばき地	13,200㎡	〃
(4) 北埠頭内貿3号荷さばき地	9,600㎡	〃
(5) 北埠頭内貿4号荷さばき地	10,300㎡	〃
(6) 北埠頭内貿5号荷さばき地	10,600㎡	〃
(7) 北埠頭内貿6号荷さばき地	7,390㎡	〃
(8) 北埠頭内貿7号荷さばき地	7,390㎡	〃
(9) 北埠頭内貿8号荷さばき地	7,055㎡	〃
(10) 中央埠頭1号荷さばき地	10,890㎡	中央埠頭地区
(11) 中央埠頭2号荷さばき地	12,930㎡	〃
(12) 北埠頭外貿1号荷さばき地	9,600㎡	図 示
(13) 北埠頭外貿2号荷さばき地	9,000㎡	〃
(14) 北埠頭外貿3号荷さばき地	36,411㎡	〃

## 上屋

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 県営1号上屋	2,679.76㎡	鉄骨造	北埠頭内貿埠頭内
(2) 検査上屋	470.07㎡	鉄骨造	〃

## 7 保管施設

## 危険物倉庫

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 危険物倉庫	35.00㎡	鉄骨造	北埠頭外貿埠頭内

## 野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 北埠頭内貿1号野積場	17,206.00㎡	図 示
(2) 北埠頭内貿2号野積場	38,210.00㎡	〃
(3) 北埠頭内貿3号野積場	34,231.00㎡	〃
(4) 北埠頭内貿4号野積場	30,158.00㎡	〃
(5) 北埠頭内貿5号野積場	13,915.00㎡	〃
(6) 北埠頭内貿6号野積場	9,745.00㎡	〃
(7) 北埠頭内貿7号野積場	12,055.00㎡	〃
(8) 北埠頭内貿8号野積場	4,994.00㎡	〃
(9) 北埠頭外貿野積場	143,100.00㎡	北埠頭外貿埠頭内

8 船舶役務用施設

給水施設

名 称	能 力	個 数	位 置
(1) 第 1 水栓	最大能力20トン/時間	8 個	南埠頭内
(2) 北埠頭内貿給水栓 (75ミリ)	最大能力16トン/時間	8 個	北埠頭内貿埠頭内
(3) 北埠頭内貿給水栓 (50ミリ)	最大能力 8 トン/時間	4 個	北埠頭内貿埠頭内
(4) 北埠頭外貿給水栓	最大能力 8 トン/時間	15個	北埠頭外貿埠頭内
(5) 中央埠頭給水栓	最大能力16トン/時間	3 個	中央埠頭内
(6) 中央埠頭給水栓 (- 9 m岸壁)	最大能力28トン/時間	5 個	中央埠頭内

9 港湾管理施設

港湾管理事務所等

名 称	面 積	構 造	位 置
(1) 管理棟かもめ	697.09㎡	鉄 骨 造	北埠頭内貿埠頭内
(2) メンテナンスショップ事務棟	798.77㎡	鉄 骨 造	北埠頭外貿埠頭内
(3) メンテナンスショップ作業棟	1,345.89㎡	鉄 骨 造	〃
(4) ゲートハウス (OUT) 4レーン	871.86㎡	鉄 骨 造	〃
(5) ゲートハウス (IN) 4レーン	869.71㎡	鉄 骨 造	〃
(6) 北埠頭倉庫	360㎡	鉄 骨 造	北埠頭内貿埠頭内

10 港湾施設用地

所 在 地	面 積
(1) ひたちなか市大字長砂字渚163番29	710㎡
(2) ひたちなか市大字長砂字渚163番30	7,920㎡
(3) ひたちなか市大字長砂字渚163番52	1,421㎡
(4) ひたちなか市大字長砂字渚163番53	13,009㎡
(5) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番26	31,522㎡
(6) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番27	235,853㎡
(7) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番28	5,660㎡
(8) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番30	236,211㎡
(9) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番35	11,671㎡
(10) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番36	68,217㎡
(11) 那珂郡東海村大字照沼字渚768番55	43,729㎡

土 浦 港

1 水域施設

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区船だまり	50,500㎡	図 示
(2) 新港地区船だまり	26,600㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 新港地区防波堤	60m	図 示

## 導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 導流堤	320m	図 示

## 護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 防波護岸	315.35m	図 示

## 水門

名 称	延 長	位 置
(1) 1号陸閘ゲート	10.45m	図 示
(2) 2号陸閘ゲート	10.45m	〃
(3) 3号陸閘ゲート	10.45m	〃
(4) 4号陸閘ゲート	10.45m	〃
(5) 5号陸閘ゲート	10.45m	〃
(6) 6号陸閘ゲート	10.45m	〃
(7) 7号陸閘ゲート	13.45m	〃

## 3 けい留施設

## 小型けい船岸

## 物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 川口地区物揚場 A	-2m	296.8m	図 示
(2) 川口地区物揚場 B	-2m	154.71m	〃
(3) 川口地区物揚場 C	-2m	332.21m	〃
(4) 川口地区物揚場 D	-2m	358.46m	〃
(5) 川口地区物揚場 E	-2m	90m	〃
(6) 川口地区物揚場 F	-2m	50m	〃
(7) 新港地区物揚場 A	-2m	100m	〃
(8) 新港地区物揚場 B	-2m	50m	〃
(9) 新港地区物揚場 C	-2m	50m	〃
(10) 新港地区物揚場 D	-2m	75m	〃
(11) 新港地区物揚場 E	-2m	220m	〃
(12) 新港地区物揚場 F	-2m	115m	〃

## 船揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 新港地区船揚場斜路	-1m	40m	図 示
(2) 川口地区船揚場斜路	-2m	13m	〃

## 4 臨港交通施設

## 臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区臨港道路	2,603.8㎡	図 示
(2) 新港地区臨港道路	7,020㎡	〃

## 橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 新港橋	幅 6 m 延長 44.19m	図 示



5 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 川口地区野積場	3,415㎡	図 示
(2) 新港地区野積場	14,000㎡	〃

6 港湾環境整備施設

植栽

名 称	面 積	位 置
(1) 新港植栽地	1,000㎡	図 示

潮 来 港

1 外かく施設

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 前川護岸	274m	図 示

2 けい留施設

小型けい船岸

さん橋

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 県港湾さん橋	-2m	155m	図 示
(2) 浮き栈橋	-2m	38.4m	〃

川 尻 港

1 水域施設

泊地

名 称	面 積	位 置
(1) 泊地A	11,098㎡	図 示
(2) 泊地B	878㎡	〃

2 外かく施設

防波堤

名 称	延 長	位 置
(1) 南防波堤	234.2m	図 示
(2) 北防波堤	20m	〃

防砂堤

名 称	延 長	位 置
(1) 離岸堤	489m	図 示

導流堤

名 称	延 長	位 置
(1) 導流堤	20.1m	図 示

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 護岸 (防波)	145m	図 示
(2) 南防護岸	152m	〃
(3) 北防護岸	189.8m	〃
(4) 2号物揚場先端護岸	17m	〃

(5) 護岸		2051.7m		図 示
(6) 突堤		123.5m		〃
3 けい留施設				
小型けい船岸				
物揚場				
名 称	水 深	延 長		位 置
(1) 1号物揚場	-3m	130m		図 示
(2) 2号物揚場	-3m	120m		〃
(3) 3号物揚場	-2m	80.5m		〃
船揚場				
名 称	水 深	延 長		位 置
(1) 船揚場	-2m	100m		図 示
4 臨港交通施設				
臨港道路				
名 称		面 積		位 置
(1) 臨港道路		2,760㎡		図 示
5 荷さばき施設				
荷さばき地				
名 称		面 積		位 置
(1) 1号荷さばき地		3,736㎡		図 示
(2) 2号荷さばき地		643㎡		〃
6 港湾環境整備施設				
緑地				
名 称		面 積		位 置
(1) 川尻港北浜		3,412㎡		図 示
河原子港				
1 水域施設				
泊地				
名 称		面 積		位 置
(1) -2m 泊地		7,952.5㎡		図 示
2 外かく施設				
防波堤				
名 称		延 長		位 置
(1) 東防波堤		278m		河原子港内
(2) 北防波堤		46.6m		〃
(3) 南防波堤		50m		〃
(4) 沖防波堤		130m		〃
防砂堤				
名 称		延 長		位 置
(1) 離岸堤		487.5m		河原子港内
護岸				
名 称		延 長		位 置
(1) 護岸 (防波南)		464m		図 示

(2) 仮護岸	103.8m	図 示
(3) 南浜護岸	496.5m	〃
(4) 北浜護岸	429.5m	〃
(5) 護岸 (消波)	100.3m	〃
(6) 護岸	1,008.4m	〃

3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 物揚場	-2m	218.9m	河原子港内

船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 船揚場	30m	河原子港内

4 臨港交通施設

臨港道路

名 称	面 積	位 置
(1) 臨港道路	6,133.1㎡	河原子港内

橋りょう

名 称	数 量	位 置
(1) 大川橋	幅12.5m 延長11.67m	図 示

5 荷さばき施設

荷さばき地

名 称	面 積	位 置
(1) 荷さばき地	1,989㎡	河原子港内

6 保管施設

野積場

名 称	面 積	位 置
(1) 野積場	2,900㎡	河原子港内

7 港湾環境整備施設

緑地

名 称	面 積	位 置
(1) 河原子港海浜公園	13,165㎡	図 示

軽 野 港

1 水域施設

船だまり

名 称	面 積	位 置
(1) 日川船だまり	1,120㎡	図 示
(2) 萩原船だまり	1,504㎡	〃

2 外かく施設

護岸

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船だまり護岸	9m	図 示

(2) 萩原船だまり護岸 水門	20m	図 示
名 称	延 長	位 置
(1) 日川船だまり水門	幅4m	図 示

## 3 けい留施設

小型けい船岸

物揚場

名 称	水 深	延 長	位 置
(1) 日川物揚場	-2.0m	144m	図 示
(2) 萩原物揚場	-1.5m	106m	〃

船揚場

名 称	延 長	位 置
(1) 日川船揚場	13m	図 示
(2) 萩原船揚場	17m	〃

## 備 考

この告示の関係図面は、茨城県土木部港湾課、茨城県鹿島港湾事務所（鹿島港に係るもの）、茨城港湾事務所日立港区事業所（茨城港日立港区、川尻港及び河原子港に係るもの）、茨城港湾事務所大洗港区事業所（茨城港大洗港区に係るもの）、茨城港湾事務所（茨城港常陸那珂港区に係るもの）、茨城県土浦土木事務所（土浦港に係るもの）及び茨城県潮来土木事務所（潮来港及び軽野港に係るもの）において縦覧に供する。

## 茨城県告示第420号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、向原土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 理事を退任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 池 博	かすみがうら市下稲吉1424番地
理 事	木 村 西 夫	かすみがうら市下稲吉1467番地

## 2 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 勤 司	かすみがうら市下稲吉1427番地
理 事	木 村 義 雄	かすみがうら市下稲吉1467番地

## 茨城県告示第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

神栖市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業

神栖市公共下水道

3 事業施行期間 昭和52年3月10日から

平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和52年3月10日茨城県告示第276号、昭和56年3月9日茨城県告示第317号、昭和63年2月4日茨城県告示第158号、平成7年4月10日茨城県告示第478号、平成11年3月29日茨城県告示第347号（以上神栖町公共下水道）、昭和54年2月22日茨城県告示第236号、昭和61年3月31日茨城県告示第507号、昭和63年2月18日茨城県告示第235号、平成元年3月20日茨城県告示第434号、平成8年4月1日茨城県告示第433号、平成11年3月29日茨城県告示第348号（以上波崎町公共下水道）、平成20年3月13日茨城県告示第322号及び平成26年3月31日茨城県告示第351号の事業地に、神栖市土合東2丁目、土合西3丁目、土合西4丁目の全部、神栖市土合北2丁目、土合東1丁目、土合南1丁目、土合西2丁目、鱈川字鱈川及び柳川字若松の各一部の区域を加える。

茨城県告示第422号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者として知事が定める受験資格（平成21年2月9日茨城県告示第137号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

第2号の表中及び第3号の表中「学校教育法による中学校」を「学校教育法による中学校又は義務教育学校」に、第4号中「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18」を「建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

茨城県告示第423号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第1 公所 中「工業技術センター繊維工業指導所」の次の「工業技術センター窯業指導所」を「工業技術センター笠間陶芸大学校」に改め、「農業総合センター農業大学校園芸部」の次の「飼肥料検査所」、「病害虫防除所」

を削る。

#### 茨城県告示第424号

下妻市羽子53番地1に事務所を置く江連八間土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年3月31日

茨城県西農林事務所長 小野田 徹 弥

#### 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	菊 次 文 夫	筑西市布川649番地
理 事	加 藤 勇	〃 関本中70番地2
理 事	高 橋 彦 一	下妻市平方191番地1
理 事	高 橋 芳 男	〃 新堀535番地1
理 事	齊 藤 六 一	〃 小島37番地1
理 事	大 月 詮 雄	〃 唐崎832番地2
理 事	大 山 敬 行	〃 鯨1375番地1
理 事	武 笠 敏 一	常総市小保川1389番地
理 事	吉 原 光 夫	〃 本石下5073番地
理 事	中 島 正 則	〃 豊田2001番地
理 事	塚 田 晴 男	〃 福二町甲172番地
理 事	植 竹 保 夫	〃 小山戸町286番地
理 事	杉 山 元 重	〃 十花町134番地
理 事	小 林 仁 一	〃 中妻町346番地
理 事	喜 見 山 明	〃 水海道天満町2451番地1
監 事	栗 島 健 司	筑西市上野26番地1
監 事	柴 崎 清 一	下妻市柳原205番地1
監 事	沼 尻 隆 志	常総市東野原3番地
監 事	羽 生 功	〃 川崎町乙678番地

#### 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	菊 次 文 夫	筑西市布川649番地
理 事	染 谷 勉	〃 関本中758番地
理 事	高 橋 彦 一	下妻市平方191番地1
理 事	國府田 房 雄	〃 加養3457番地
理 事	京 空 克 芳	〃 小島8番地
理 事	大 月 詮 雄	〃 唐崎832番地2
理 事	大 山 敬 行	〃 鯨1375番地1
理 事	武 笠 敏 一	常総市小保川1389番地
理 事	吉 原 光 夫	〃 本石下5073番地

理 事	中 島 正 則	〃 豊田2001番地
理 事	小 橋 進	〃 三坂新田町1672番地
理 事	小 林 仁 一	〃 中妻町346番地
理 事	川 田 長 夫	〃 中山町114番地
理 事	杉 山 元 重	〃 十花町134番地
理 事	喜 見 山 明	〃 水海道天満町2451番地 1
監 事	塚 田 高 士	筑西市関本上1406番地 1
監 事	柴 崎 清 一	下妻市柳原205番地 1
監 事	沼 尻 隆 志	常総市東野原 3 番地
監 事	増 田 亮	〃 三坂町797番地

( 警 察 本 部 )

茨城県警察本部告示第21号

茨城県情報公開条例施行規程及び茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3月31日

茨城県警察本部長 鈴木 三 男

茨城県情報公開条例施行規程及び茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
(茨城県情報公開条例施行規程の一部改正)

第 1 条 茨城県情報公開条例施行規程 (平成13年茨城県警察本部告示第 2 号) の一部を次のように改正する。

様式第 3 号、様式第 4 号及び様式第 9 号中「60日」を「3月」に改める。

(茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正)

第 2 条 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程 (平成18年茨城県警察本部告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

「4 「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であって、特定個人情報 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号等をその内容に含む個人情報をいう。) に該当するものをいいます。

5 本人の委任による代理人が請求できるのは、保有特定個人情報の場合のみであり、その資格を証明する書類として委任状 (本人の印鑑証明書添付) を提出する必要があります。

6 3 の書類並びに 5 の委任状及び印鑑証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限りま

す。

7 受領警察署での開示方法は、写しの交付のみに限りま

す。

を

「4 本人の委任による代理人が請求できるのは、保有特定個人情報の場合のみであり、その資格を証明する書類として委任状 (本人の印鑑証明書添付) を提出する必要があります。

5 3 の書類並びに 4 の委任状及び印鑑証明書は、請求の日前30日以内に作成されたものに限りま

す。

6 受領警察署での開示方法は、写しの交付のみに限りま

7 写しの送付による交付を希望する場合には、別途郵送料が必要となります。

8 ※欄は記入しないでください。

に改める。

様式第4号、様式第5号、様式第10号、様式第14号、様式第15号、様式第22号及び様式第23号中「60日」を「3月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこの規程の施行前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

#### 茨城県人事委員会告示第1号

平成11年7月15日茨城県人事委員会告示第2号で告示した労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表知事の部 第12号 教育研究調査の項中「農業総合センター（管理部、企画情報部、生物工学研究所、園芸研究所に限る。）」を「農業総合センター（管理部、企画情報部、病虫害防除部、生物工学研究所、園芸研究所に限る。）」に改め、同部 労働基準法別表第1に含まれない官公署の項中「、肥飼料検査所」及び「、病虫害防除所」を削る。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 落札又は随意契約に係る物品又は特定役務の名称及び数量  
平成28年度茨城県広報紙「ひばり」の制作（編集、印刷、製本等）及び配送業務  
12,000,000部（1,000,000部×12月）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県広報広聴課  
茨城県水戸市笠原町978番6
- 落札者又は随意契約の相手方を決定した日



平成28年3月18日

- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
野沢印刷株式会社  
代表取締役 尾鷲 啓治  
茨城県水戸市元石川町276番地27
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
52,161,300円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年茨城県規則第98号) 第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
平成28年2月4日

~~~~~

#### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
平成28年度茨城県広報紙「ひばり」の新聞折込みによる茨城県内の全世帯への配布業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県広報広聴課  
茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月18日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社茨城読売 IS  
代表取締役 小川 義隆  
茨城県水戸市飯島町1443番地の1
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
6,88円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年茨城県規則第98号) 第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日  
平成28年2月4日

~~~~~

#### ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申

請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 28 年 5 月 16 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 28 年 3 月 16 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 IBS 国際声楽療法協会

3 代表者の氏名

佐藤 宏之

4 主たる事務所の所在地

茨城県稲敷郡阿見町中央六丁目 10 番 10 号

5 定款に記載された目的

この法人は、心の問題を抱えた方々に対して、声楽療法に関する事業を行い、身体的・精神的な健康保持を図り、健全で健やかな日常生活を営めるよう支援し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

●管理理容師資格認定講習会の指定

管理理容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定により指定する。

平成 28 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都江東区有明 3 丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟 9 F  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

東京都江東区有明 3 丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟 9 F  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部  
電話 03 (5579) 0911

3 講習期間及び日程

平成 28 年 11 月 8 日から平成 28 年 11 月 22 日までの間における次の 3 日間

| 講 習 日 |                   | 午 前        | 午 後     |
|-------|-------------------|------------|---------|
| 第 1 日 | 平成 28 年 11 月 8 日  | 公衆衛生及び衛生管理 | 公 衆 衛 生 |
| 第 2 日 | 平成 28 年 11 月 15 日 | 衛 生 管 理    | 衛 生 管 理 |
| 第 3 日 | 平成 28 年 11 月 22 日 | 衛 生 管 理    | 衛 生 管 理 |

4 申込書の配布及び受付期間

募集期間 平成 28 年 7 月 25 日から平成 28 年 8 月 2 日まで  
配布受付 平成 28 年 8 月 22 日から平成 28 年 9 月 2 日まで

- 5 講習会場の名称及び所在地  
茨城県 J A 会館  
茨城県水戸市梅香 1 - 1 - 4
- 6 講習予定人員  
10名
- 7 講習料  
1人 18,000円

~~~~~

●管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により指定する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9F  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9F  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 資格業務部  
電話 03 (5579) 0911
- 3 講習期間及び日程  
平成28年11月8日から平成28年11月22日までの間における次の3日間

講 習 日		午 前	午 後
第 1 日	平成28年11月8日	公衆衛生及び衛生管理	公 衆 衛 生
第 2 日	平成28年11月15日	衛 生 管 理	衛 生 管 理
第 3 日	平成28年11月22日	衛 生 管 理	衛 生 管 理

- 4 申込書の配布及び受付期間  
募集期間 平成28年7月25日から平成28年8月2日まで  
配布受付 平成28年8月22日から平成28年9月2日まで
  - 5 講習会場の名称及び所在地  
茨城県 J A 会館  
茨城県水戸市梅香 1 - 1 - 4
  - 6 講習予定人員  
70名
  - 7 講習料  
1人 18,000円
- ~~~~~

## ●農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、平成28年3月31日から平成28年4月13日までの間、茨城県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人アグリ平戸	水戸市平戸町408番地1	水戸市平戸町字沼田163番 ほか68筆
市毛 実	水戸市平戸町412番地	水戸市平戸町字舟渡220番1 ほか22筆
櫻井 宏司	水戸市平戸町416番地	水戸市平戸町字西2422番
櫻井 宏久	水戸市平戸町408番地1	水戸市平戸町字仲瀬前253番 ほか9筆
栢内 忠孝	水戸市平戸町512番地	水戸市平戸町字舟渡216番 ほか9筆
青木 良彰	水戸市内原町1651番地1 エコール ハイツ A102	水戸市飯富町字塙前5648番 ほか21筆
中村 忠昭	水戸市中河内町1011番地2	水戸市中河内町字椿本1122番 ほか7筆
有限会社武平ファーム	つくば市小田2765番地	土浦市藤沢字傾城窪835番1 ほか6筆
酒井 茂幸	土浦市大畑279番地2	土浦市大畑字谷津1859番1 ほか1筆
吉田 藤樹	土浦市常名2267番地	土浦市常名字前田316番1 ほか4筆
来田 雅彦	土浦市高岡78番地	土浦市高岡字田島2555番
栗原 健	土浦市上坂田1046番地	土浦市上坂田字原ノ門1799番1 ほか2筆
滝田 勝源	土浦市沢辺1410番地1	土浦市藤沢字野岸3267番 ほか5筆
有限会社ワールドファーム	つくば市谷田部3395番地1	常陸太田市東連地町字繁原150番 ほか13筆
有限会社みずほ農援	常陸太田市高柿町256番地1	常陸太田市上河合町字四丁目394番1 ほか20筆
綿引 克友	常陸太田市松栄町1464番地	常陸太田市中野町字一丁目61番 ほか2筆
岡崎 武	常陸太田市赤土町103番地	常陸太田市久米町字蟹合806番1 ほか2筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
永田 親一	常陸太田市菓谷町548番地	常陸太田市菓谷町字新田592番
大友 忠正	北茨城市関本町福田1772番地	北茨城市関本町関本中字町田3306番 ほか1筆
木越 日出近	北茨城市磯原町大塚1399番地	北茨城市磯原町大塚字石田963番1 ほか2筆
沼崎 英機	龍ヶ崎市泉町1219番地	牛久市結束町字結束141番 ほか1 筆
株式会社ニチノウ飛田	ひたちなか市馬渡3250番地2	ひたちなか市馬渡字大沼3007番9
高柳 弘	稲敷市伊佐部1673番地	稲敷市伊佐部字伊佐部2268番
株式会社ファームサンアイ	稲敷市伊佐部1065番地	稲敷市八千石字八千石366番
山口 貴広	稲敷市市崎1600番地	稲敷市本新400番 ほか20筆
木内 勇悟	稲敷市福田1131番地1	稲敷市浮島字内妙岐87番40 ほか2 筆
荒井 栄	稲敷市下太田691番地	稲敷市太田字大辺田101番
有限会社アグリクリエイト	稲敷市甘田1689番地	稲敷市橋向字橋向1080番 ほか9筆
木内 征一	稲敷市押砂156番地	稲敷市橋向字橋向1098番
坂本 安正	稲敷市結佐96番地	稲敷市結佐字流作3890番 ほか19筆
木内 義延	稲敷市押砂237番地	稲敷市手賀組新田字秋塚1057番 ほか5 筆
有限会社高柳農場	稲敷市押砂1番地	稲敷市結佐字流作4134番 ほか1筆
平山 一男	稲敷市中島238番地	稲敷市中島字小中島559番 ほか14 筆
鳥羽 良一	稲敷市佐原下手口941番地1	稲敷市西代字北田219番1 ほか8 筆
柳原 俊夫	稲敷市押砂889番地	稲敷市押砂字中野1806番1 ほか20 筆
本橋 秀夫	稲敷市下根本7299番地	稲敷市下根本字三ツ家7764番
栗山 栄	稲敷市柴崎6713番地4	稲敷市柴崎字下吉山8499番
大貫 良道	稲敷市中山2703番地	稲敷市角崎字角崎1255番 ほか1筆
飯島 栄一	稲敷市押砂121番地	稲敷市橋向字橋向1438番1 ほか5 筆
幕内 英行	かすみがうら市東野寺686番地	かすみがうら市西野寺字根田917番 ほか2筆
有限会社イワセアグリセンター	桜川市富谷476番地	桜川市西飯岡字神田1536番
大関 哲男	桜川市真壁町東山田1555番地	桜川市真壁町椎尾字宮西3697番 ほか1 筆
長谷川 清史	神栖市矢田部3296番地	神栖市矢田部字清水935番 ほか3筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人ミレーレシモジマ	つくばみらい市下島577番地 2	つくばみらい市山王新田字山王新田 耕地1394番 ほか11筆
有限会社真木みらいファーム	つくばみらい市真木691番地 2	つくばみらい市北袋字北袋702番 ほか 1 筆
額賀 賢治	小美玉市山野195番地	小美玉市小川字野中404番 1
小沼 正男	東茨城郡大洗町成田町4364番地	東茨城郡大洗町神山町字岡崎5652番 ほか 3 筆
飯島 正明	猿島郡五霞町小福田1235番地25	猿島郡五霞町山王字田向1579番 ほ か 4 筆
大越 信也	猿島郡境町浦向391番地	猿島郡境町浦向字大川台上398番 1
武藤 重徳	北相馬郡利根町上曾根967番地	北相馬郡利根町上曾根字二の耕地 596番 1 ほか21筆
菊地 一郎	北相馬郡利根町大房220番地	北相馬郡利根町押戸字上大座11170 番 ほか13筆

#### ●基幹道路の整備事業の廃止

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり廃止する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	工事区間	工事の種類
常陸大宮市道 出合仲河戸線	常陸大宮市高部字仲町2461番地から 常陸大宮市高部字仲町2490番地まで	道路改良

#### ●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画地区計画の変更に伴い、阿見町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
地区計画（阿見吉原地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市公園の区域の変更

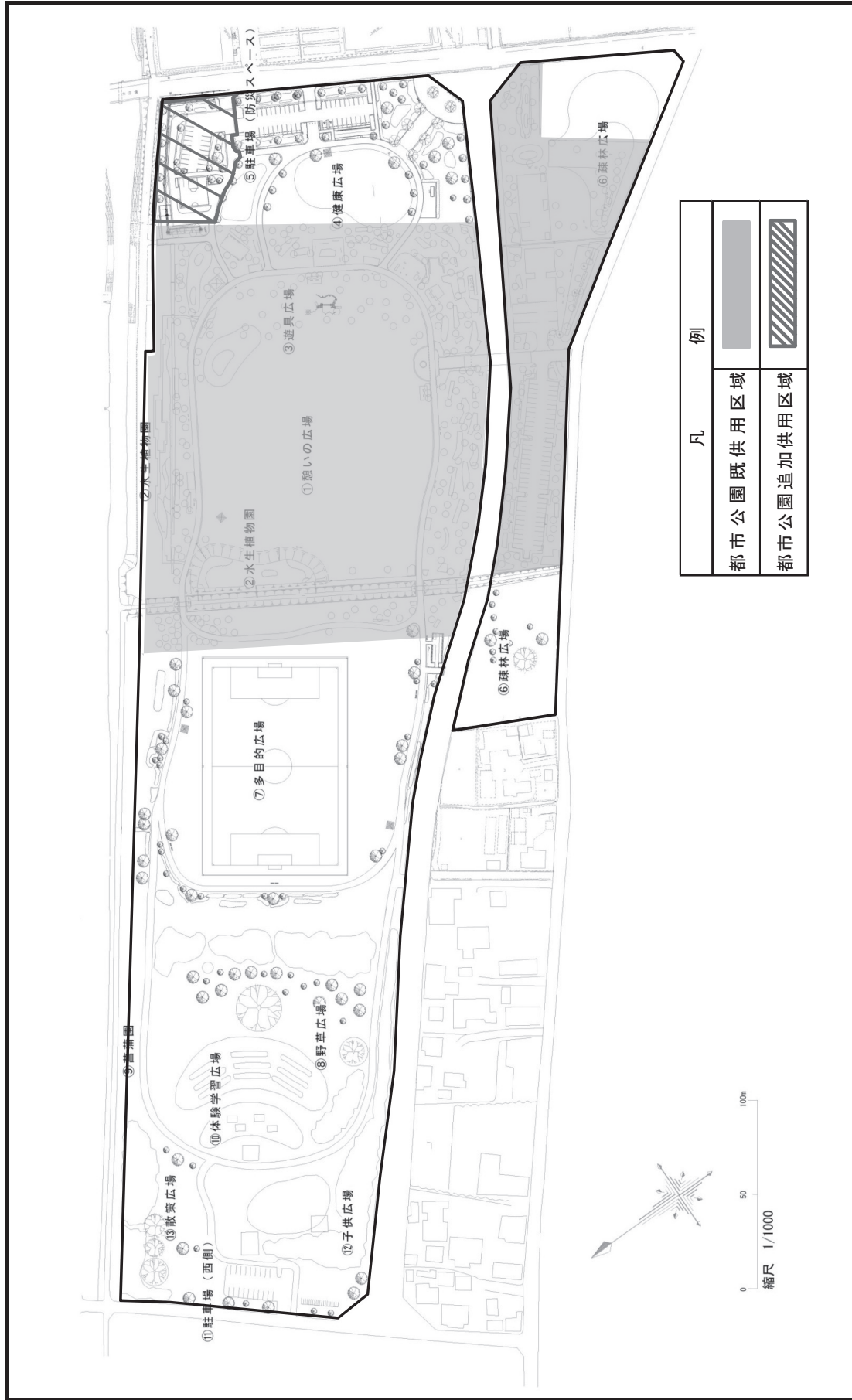
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき、次のとおり都市公園の区域を変更するので、公告する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 北浦川緑地
- 2 位 置 取手市中田地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおり
- 4 敷 地 面 積 (変更前) 5.5 ヘクタール  
(変更後) 5.7 ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日 平成28年4月1日

# 都市公園 北浦川緑地





●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市江戸崎字小角甲4722番4

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷市犬塚853番地3

高見澤 俊 秀



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原4746番5，同番12

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見5136番地19

米 川 文 明



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字二本松809番9，同番10

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4272番地 ジャスミン202号室

藤 田 善 博



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市大国玉字宮西99番5

- 2 事業主の住所及び氏名

桜川市大国玉96番地1

角 田 和 宏



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字平塚字中山4735番1

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字平塚4735番地1

増 山 伸 明, 増 山 泉



- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡境町大字長井戸字殿山1603番1, 同番4, 同番6, 同番7
- 2 事業主の住所及び氏名  
猿島郡境町大字長井戸1591番地  
横堀和子

- 
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡境町大字山崎字新屋敷前185番3
  - 2 事業主の住所及び氏名  
猿島郡境町大字上小橋33番地3  
野村行弘, 野村知彦

#### ●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の一部改正

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和48年4月2日公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋本 昌

第3中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の26の3第1項に規定する特例市」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市」に、「事務を処理することとされた市」を「事務を処理することとされた市町村」に改め、「(市街化調整区域を除く区域のみ当該事務を処理することとされた市を除く)」を削る。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### ●茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則の一部改正

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則（昭和48年4月2日公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

平成28年3月31日

茨城県知事 橋本 昌

第4中「若しくは県民センター総室」を「(県央建築指導室を含む。)」に改める。

付 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

#### ●建築士を対象とする講習の指定について

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年茨城県告示第1455号）第3条第1項の規定に基づき、下記の講習を建築物の設計及び工事監理に必要な知識並びに技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして指定したので公告する。

平成28年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施法人の名称, 代表者の氏名及び住所

- (1) 名 称 一般社団法人茨城県建築士会
- (2) 代表者 会長 柴 恭
- (3) 住 所 水戸市笠原町978番30

2 定期講習又は特別講習の別 定期講習

3 講習の名称, 目的及び対象者

- (1) 名 称 建築士会技術講習会
- (2) 目 的 建築士の資質の向上を図り, もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする
- (3) 対象者 建築士一般

4 講習の実施頻度, 実施時期及び実施期間

- (1) 実施頻度 年 1 回以上
- (2) 実施時期 通年
- (3) 実施期間 1 日間

5 講習の実施地

受講者数, 利便性等を考慮して, 県内において実施する。

6 講習の科目及び時間

科 目	時 間
①法制度編	90分
②建築設計全般編	120分
③建築施工全般編	130分
合 計	340分

7 講師の選任の方針

研修の科目に関し専門的知識を有し, かつ, 講師として経験を有する等, 講師としてふさわしい者を選任する。

8 受講料に関する事項

受講料は, 会場費・広告宣伝費・講師料・旅費・人件費・テキスト代・印刷費等の所要経費からみて適正で, かつ, 受講者の過大な負担にならないよう留意し決定する。

9 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までとする。

◎建築士を対象とする講習の指定について

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(昭和61年茨城県告示第1455号)第3条第1項の規定に基づき, 下記の講習を建築物の設計及び工事監理に必要な知識並びに技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして指定したので公告する。

平成28年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施法人の名称, 代表者の氏名及び住所

(1) 名 称 一般社団法人茨城県建築士事務所協会

(2) 代表者 会長 横須賀 満夫

(3) 住 所 水戸市笠原町978番30

2 定期講習又は特別講習の別 定期講習

3 講習の名称, 目的及び対象者

(1) 名 称 建築士事務所の管理講習会

(2) 目 的 管理建築士等の資質の向上を図り, もって建築設計・工事監理業務の健全な発展と建築物の質の向上に寄与することを目的とする

(3) 対象者 管理建築士及びこれに準じて建築士事務所の管理的業務に携わる建築士

4 講習の実施頻度, 実施時期及び実施期間

(1) 実施頻度 年2回以上

(2) 実施時期 通年

(3) 実施期間 1日間

5 講習の実施地

受講者数, 利便性等を考慮し, 茨城県内において実施する。

6 講習の科目及び時間

科 目	時 間
① 建築士及び建築士事務所の倫理と責務他 (基礎編)	50分
② 設計及び工事監理等の実施他 (基礎編)	40分
③ 建築士事務所賠償責任保険	15分
④ ニーズの変化と持続的経営のための対応Ⅰ (応用編)	65分
⑤ ニーズの変化と持続的経営のための対応Ⅱ (応用編)	65分
⑥ 建築士事務所のリスク (応用編)	75分
計	310分

7 講師の選任の方針

研修の科目に関し専門的知識を有し, かつ, 講師として経験を有するなど講師としてふさわしい者とし, 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の情報を活用し選任する。

8 受講料に関する事項

受講料は, 会場費・広告宣伝費・講師料・旅費・人件費・テキスト代・印刷費等の所要経費からみて適正で, かつ, 受講者の過大な負担にならないよう留意し決定する。

9 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

~~~~~  
(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成28年3月31日

茨城県立中央病院長 吉 川 裕 之

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①寝具類等の賃借 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成28年3月17日 ④茨城リネンサプライ株式会社 茨城県常陸太田市東二町2254-4 ⑤年間予定総額 45,067,300円（消費税及び地方消費税相当額を除く）⑥一般競争入札 ⑦平成28年2月4日 ⑧最低価格

( 監 査 委 員 )

**茨城県監査委員公告第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

茨城県監査委員 藤 島 正 孝  
 同 福 地 源 一 郎  
 同 岡 野 栄 治  
 同 齋 藤 良 彦

| 機 関 名                               | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                  |
|-------------------------------------|------------|--------------------------------------------|
| 茨 城 県 自 転 車 競 技 事 務 所               | 27. 11. 2  | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。  |
| 茨 城 県 動 物 指 導 セ ン タ ー               | 27. 11. 2  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 窯 業 指 導 所     | 27. 11. 2  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 北 農 林 事 務 所 高 萩 土 地 改 良 事 務 所 | 27. 11. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 高 萩 工 事 事 務 所                 | 27. 11. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 鉾 田 第 二 高 等 学 校             | 27. 11. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 西 農 林 事 務 所 境 土 地 改 良 事 務 所   | 27. 11. 12 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| ミ ュ ー ジ ャ ム パ ー ク 茨 城 県 自 然 博 物 館   | 27. 11. 12 | 財務に関する事務の執行は、財産等に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 筑 西 県 税 事 務 所                 | 27. 11. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |

| 機 関 名                                               | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                                 |
|-----------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------|
| 茨 城 県 筑 西 土 木 事 務 所                                 | 27. 11. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 美 浦 特 別 支 援 学 校                             | 27. 11. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 医 療 大 学                                     | 27. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 肥 飼 料 検 査 所                                   | 27. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 竜 ヶ 崎 工 事 事 務 所                               | 27. 11. 24 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 土 浦 県 税 事 務 所                                 | 27. 11. 25 | 財務に関する事務の執行は、財産に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 県 南 農 林 事 務 所                                 | 27. 11. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 福 祉 相 談 セ ン タ ー                               | 27. 11. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 水 戸 土 木 事 務 所                                 | 27. 11. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 土 浦 土 木 事 務 所 つ く ば 支 所                       | 27. 12. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 玉 造 工 業 高 等 学 校                             | 27. 12. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 稲 敷 警 察 署                                     | 27. 12. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 陶 芸 美 術 館                                     | 27. 12. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 筑 西 保 健 所                                     | 27. 12. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 総 和 工 業 高 等 学 校                             | 27. 12. 7  | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 水 戸 警 察 署                                     | 27. 12. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 県 北 農 林 事 務 所 常 陸 大 宮 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー | 27. 12. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 波 崎 高 等 学 校                                 | 27. 12. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 下 妻 警 察 署                                     | 27. 12. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

| 機 関 名                                                | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                    |
|------------------------------------------------------|------------|------------------------------|
| 茨 城 県 常 陸 大 宮 保 健 所                                  | 27. 12. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 北 海 道 事 務 所                                    | 27. 12. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 鉾 田 第 一 高 等 学 校                              | 27. 12. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 行 方 県 税 事 務 所                                  | 27. 12. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 常 総 工 事 事 務 所                                  | 27. 12. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 近 代 美 術 館 つ く ば 分 館                            | 27. 12. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 県 南 農 林 事 務 所 つ く ば<br>地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー | 27. 12. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 海 洋 高 等 学 校                                  | 27. 12. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 波 崎 柳 川 高 等 学 校                              | 27. 12. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 友 部 特 別 支 援 学 校                              | 27. 12. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 消 防 学 校                                      | 27. 12. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 県 西 農 林 事 務 所 坂 東<br>地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー   | 27. 12. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 笠 間 警 察 署                                      | 27. 12. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 日 立 警 察 署                                      | 27. 12. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 牛 久 警 察 署                                      | 27. 12. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 古 河 警 察 署                                      | 27. 12. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 鹿 島 港 湾 事 務 所                                  | 27. 12. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 東 京 農 産 物 販 売 推 進 セ ン タ ー                      | 27. 12. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 農 業 大 学 校 園 芸 部                | 27. 12. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                             | 実施年月日      | 監 査 の 結 果                    |
|-----------------------------------|------------|------------------------------|
| 茨 城 県 林 業 技 術 セ ン タ ー             | 27. 12. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 潮 来 土 木 事 務 所               | 27. 12. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 並 木 中 等 教 育 学 校           | 27. 12. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 盲 学 校                     | 27. 12. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 鹿 島 産 業 技 術 専 門 学 院       | 27. 12. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 つ く ば 保 健 所                 | 28. 1. 4   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 大 阪 事 務 所                   | 28. 1. 5   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 県 北 教 育 事 務 所               | 28. 1. 5   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 東 海 高 等 学 校               | 28. 1. 5   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 石 岡 第 一 高 等 学 校           | 28. 1. 5   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 東 京 事 務 所                   | 28. 1. 6   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 水 戸 県 税 事 務 所               | 28. 1. 6   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 畜 産 セ ン タ ー 肉 用 牛 研 究 所     | 28. 1. 6   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 農 業 研 究 所   | 28. 1. 6   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 鹿 嶋 警 察 署                   | 28. 1. 7   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 つ く ば 北 警 察 署               | 28. 1. 7   | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー | 28. 1. 12  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 県 南 教 育 事 務 所               | 28. 1. 12  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 鹿 島 灘 高 等 学 校             | 28. 1. 12  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |



| 機 関 名                     | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                                                                                           |
|---------------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨 城 県 立 牛 久 高 等 学 校       | 28. 1. 12 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 水 戸 特 別 支 援 学 校   | 28. 1. 12 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 水 戸 農 業 高 等 学 校   | 28. 1. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 霞 ヶ 浦 北 浦 水 産 事 務 所 | 28. 1. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 鹿 行 教 育 事 務 所       | 28. 1. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 三 和 高 等 学 校       | 28. 1. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 筑 西 警 察 署           | 28. 1. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 協 和 特 別 支 援 学 校   | 28. 1. 15 | 財務に関する事務の執行において、次の指摘事項のほか契約に関する注意事項があった。<br>県立協和特別支援学校小プール改修工事において、最低制限価格の設定を誤り、落札者となるべき者を失格とし、第3順位者を落札者としたのは適切でない。 |
| 茨 城 県 鹿 行 農 林 事 務 所       | 28. 1. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 日 立 工 業 高 等 学 校   | 28. 1. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 大 子 警 察 署           | 28. 1. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 高 萩 警 察 署           | 28. 1. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 茨 城 学 園           | 28. 1. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 立 鹿 島 特 別 支 援 学 校   | 28. 1. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 鉾 田 警 察 署           | 28. 1. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 結 城 警 察 署           | 28. 1. 21 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 鉾 田 保 健 所           | 28. 1. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |
| 茨 城 県 竜 ヶ 崎 保 健 所         | 28. 1. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                                                                                        |

| 機 関 名                       | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                 |
|-----------------------------|-----------|-------------------------------------------|
| 茨 城 県 常 陸 太 田 工 事 事 務 所     | 28. 1. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 守 谷 高 等 学 校         | 28. 1. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 石 岡 警 察 署             | 28. 1. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 県 南 食 肉 衛 生 検 査 所     | 28. 1. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー       | 28. 1. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 筑 西 産 業 技 術 専 門 学 院 | 28. 1. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 県 央 農 林 事 務 所         | 28. 1. 28 | 財務に関する事務の執行は、工事に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 鹿 島 高 等 学 校         | 28. 1. 28 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 霞 ヶ 浦 環 境 科 学 セ ン タ ー | 28. 1. 29 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 潮 来 高 等 学 校         | 28. 1. 29 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 勝 田 工 業 高 等 学 校     | 28. 2. 1  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 鉾 田 農 業 高 等 学 校     | 28. 2. 1  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 県 西 食 肉 衛 生 検 査 所     | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 佐 竹 高 等 学 校         | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 笠 間 高 等 学 校         | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 土 浦 第 一 高 等 学 校     | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 土 浦 第 三 高 等 学 校     | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 藤 代 高 等 学 校         | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨 城 県 立 古 河 中 等 教 育 学 校     | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

| 機 関 名                                                | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                    |
|------------------------------------------------------|-----------|------------------------------|
| 茨 城 県 立 霞 ヶ 浦 聾 学 校                                  | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 行 方 警 察 署                                      | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 竜 ヶ 崎 警 察 署                                    | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 桜 川 警 察 署                                      | 28. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 畜 産 セ ン タ ー 養 豚 研 究 所                          | 28. 2. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 産 業 技 術 短 期 大 学 校                            | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 産 業 技 術 短 期 大 学 校<br>併 設 水 戸 産 業 技 術 専 門 学 院 | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 鹿 行 家 畜 保 健 衛 生 所                              | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>山 間 地 帯 特 産 指 導 所           | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 日 立 北 高 等 学 校                                | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 大 子 清 流 高 等 学 校                              | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 土 浦 工 業 高 等 学 校                              | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 江 戸 崎 総 合 高 等 学 校                            | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 つ く ば 特 別 支 援 学 校                            | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 つ く ば 中 央 警 察 署                                | 28. 2. 8  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 古 河 産 業 技 術 専 門 学 院                          | 28. 2. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 太 田 第 一 高 等 学 校                              | 28. 2. 9  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 県 西 農 林 事 務 所                                  | 28. 2. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 水 戸 高 等 特 別 支 援 学 校                          | 28. 2. 15 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                    | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                 |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------------|
| 茨城県鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター | 28. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県県南農林事務所稲敷地域農業改良普及センター | 28. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県茨城港湾事務所               | 28. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県茨城港湾事務所日立港区事業所        | 28. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県立磯原郷英高等学校             | 28. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県立土浦特別支援学校             | 28. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県農業総合センター農業大学校         | 28. 2. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所        | 28. 2. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県立大洗高等学校               | 28. 2. 18 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立土浦湖北高等学校             | 28. 2. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県立伊奈高等学校               | 28. 2. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県立勝田特別支援学校             | 28. 2. 18 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県衛生研究所                 | 28. 2. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県畜産センター                | 28. 2. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県ひたちなか警察署              | 28. 2. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県那珂警察署                 | 28. 2. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県古河保健所                 | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |
| 茨城県計量検定所                 | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県水産試験場                 | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。              |

| 機 関 名                               | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                     |
|-------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 茨 城 県 境 工 事 事 務 所                   | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 日 立 商 業 高 等 学 校             | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 佐 和 高 等 学 校                 | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 土 浦 第 二 高 等 学 校             | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨 城 県 立 中 央 高 等 学 校                 | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 岩 瀬 高 等 学 校                 | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 古 河 第 二 高 等 学 校             | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 水 戸 飯 富 特 別 支 援 学 校         | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 土 浦 警 察 署                     | 28. 2. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 筑 西 児 童 相 談 所                 | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 繊 維 工 業 指 導 所 | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 県 西 教 育 事 務 所                 | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 水 戸 桜 ノ 牧 高 等 学 校 常 北 校     | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 那 珂 高 等 学 校                 | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 麻 生 高 等 学 校                 | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 取 手 第 一 高 等 学 校             | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨 城 県 立 藤 代 紫 水 高 等 学 校             | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 下 館 第 二 高 等 学 校             | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 水 海 道 第 一 高 等 学 校           | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、収入及び契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                                              | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                  |
|----------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------|
| 茨 城 県 立 古 河 第 一 高 等 学 校                            | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、契約等に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 太 田 警 察 署                                    | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 境 警 察 署                                      | 28. 2. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 土 浦 児 童 相 談 所                                | 28. 2. 24 | 財務に関する事務の執行は、経済性に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 石 下 紫 峰 高 等 学 校                            | 28. 2. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 古 河 第 三 高 等 学 校                            | 28. 2. 24 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 県 央 農 林 事 務 所 笠 間<br>地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 鉾 田 工 事 事 務 所                                | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 高 萩 清 松 高 等 学 校                            | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 茨 城 東 高 等 学 校                              | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 莖 崎 高 等 学 校                                | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 結 城 第 一 高 等 学 校                            | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 境 特 別 支 援 学 校                              | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 大 宮 警 察 署                                    | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 取 手 警 察 署                                    | 28. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 竜 ヶ 崎 第 二 高 等 学 校                          | 28. 2. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |
| 茨 城 県 立 竜 ヶ 崎 南 高 等 学 校                            | 28. 2. 26 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。               |

茨城県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 3月31日

茨城県監査委員 藤 島 正 孝  
 同 福 地 源 一 郎  
 同 岡 野 栄 治  
 同 齋 藤 良 彦

| 団 体 名            | 実施年月日      | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                   | 監 査 の 結 果                                        |
|------------------|------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 茨城県土地開発公社        | 27. 12. 18 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 30,000,000円<br>[貸付金]<br>茨城県土地開発公社経営健全化対策長期貸付金 10,024,009,960円<br>[債務保証限度額] 12,000,000,000円                                                                                                                    | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。          |
| 鹿島臨海鉄道株式会社       | 28. 1. 4   | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 350,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 19,767,333円                                                                                                                                                   | 出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。           |
| 公益財団法人茨城県開発公社    | 28. 1. 6   | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 50,000,000円<br>[貸付金]<br>茨城県開発公社経営支援資金 5,567,840,785円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」 331,340,850円                                                                                         | 出資、貸付金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 一般財団法人茨城県環境保全事業団 | 28. 1. 6   | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 768,274,300円<br>[貸付金]<br>エコフロンティアかさま運営費貸付金 4,474,479,000円                                                                                                                                                     | 出資及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。           |
| 公益財団法人茨城県教育財団    | 28. 1. 12  | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 10,000,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県水戸生涯学習センター 115,449,233円<br>茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ 152,829,000円<br>茨城県立中央青年の家 103,532,983円<br>茨城県立白浜少年自然の家 83,861,000円<br>茨城県立さしま少年自然の家 84,408,000円<br>茨城県立歴史館 298,229,612円 | 出資及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。     |
| 公益財団法人茨城県国際交流協会  | 28. 1. 14  | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 391,400,000円<br>[補助金]<br>茨城県国際交流協会運営費等補助金 30,840,392円<br>上海事務所事業費補助金 29,867,767円                                                                                                                              | 出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。           |

| 団 体 名                           | 実施年月日     | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                               | 監 査 の 結 果                                                    |
|---------------------------------|-----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 公益財団法人<br>茨城県中小企<br>業振興公社       | 28. 1. 14 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 35,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県中小企業経営資源強化対策費補<br>助金 153,088,276円<br>新事業創出拠点設置運営事業費補助金<br>75,153,680円<br>マネジメントエキスパート派遣事業費<br>補助金 2,817,040円<br>設備資金貸付事業費補助金 15,361,217円<br>[貸付金]<br>小規模企業者等設備導入資金貸付<br>2,818,267,368円         | 出資及び補助金等に係る出<br>納その他の事務の執行は、適<br>正に処理されたものと認め<br>る。          |
| 一般財団法人<br>茨城県建設技<br>術管理セン<br>ター | 28. 1. 15 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 28,000,000円                                                                                                                                                                                                               | 出資に係る出納その他の事<br>務の執行は、適正に処理され<br>たものと認める。                    |
| 公益財団法人<br>グリーンふる<br>さと振興機構      | 28. 1. 21 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 370,240,016円                                                                                                                                                                                                              | 出資に係る出納その他の事<br>務の執行は、適正に処理され<br>たものと認める。                    |
| 茨城県土地改<br>良事業団体連<br>合会          | 28. 1. 21 | 平成26年度 | [補助金]<br>茨城県土地改良事業推進対策補助金<br>4,986,000円<br>茨城県土地改良換地等強化事業補助金<br>2,610,000円<br>茨城県単土地改良事業調査設計事業<br>補助金 16,460,000円<br>茨城県土地改良区育成強化対策事業補<br>助金 258,000円<br>土地改良施設維持管理適正化事業補助<br>金 148,746,000円<br>茨城県土地改良負担金償還平準化事業<br>利子補給補助金 4,741,968円 | 補助金に係る出納その他の<br>事務の執行は、適正に処理さ<br>れたものと認める。                   |
| 鹿島都市開発<br>株式会社                  | 28. 1. 22 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 693,000,000円<br>[貸付金]<br>茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資<br>金貸付金 8,821,040,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>鹿島セントラルモール 77,325,225円                                                                                                               | 出資、貸付金及び公の施設<br>の指定管理に係る出納その他<br>の事務の執行は、適正に処理<br>されたものと認める。 |
| 社会福祉法人<br>茨城県社会福<br>祉事業団        | 28. 2. 1  | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 10,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県社会福祉事業団運営費補助金<br>52,107,211円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立あすなろの郷 3,040,802,153円<br>茨城県立児童センターこどもの城<br>56,772,000円                                                                                    | 出資、補助金及び公の施設<br>の指定管理に係る出納その他<br>の事務の執行は、適正に処理<br>されたものと認める。 |
| 株式会社茨城<br>ポートオーソ<br>リティ         | 28. 2. 1  | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 1,561,326,536円<br>[公の施設の指定管理料]<br>大洗マリナー 0円<br>大洗港区魚釣園 1,425,600円<br>大洗港区港中央公園 3,986,000円                                                                                                                                 | 出資及び公の施設の指定管<br>理に係る出納その他の事務の<br>執行は、適正に処理されたも<br>のと認める。     |



| 団 体 名                           | 実施年月日     | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                | 監 査 の 結 果                                         |
|---------------------------------|-----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 公益財団法人<br>茨城県体育協会               | 28. 2. 1  | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 35,234,342円<br>[補助金]<br>公益財団法人茨城県体育協会育成補助金 35,552,598円<br>競技力向上費補助金 192,483,817円<br>国民体育大会派遣費補助金 80,437,963円<br>[公の施設の指定管理料]<br>堀原運動公園 117,876,000円<br>笠松運動公園 346,840,000円 | 出資、補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。  |
| 茨城県道路公社                         | 28. 2. 8  | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 8,308,800,000円<br>[貸付金]<br>茨城県道路公社長期貸付金 1,169,000,000円<br>[損失補償限度額] 2,300,000,000円                                                                                         | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。           |
| 一般社団法人<br>土浦市医師会                | 28. 2. 19 | 平成26年度 | [補助金]<br>看護師等養成所運営費補助金 20,197,000円                                                                                                                                                       | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                |
| 公益財団法人<br>いばらき文化<br>振興財団        | 28. 2. 23 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 650,000,000円<br>[補助金]<br>いばらき文化振興財団運営費補助金 58,747,387円<br>[負担金]<br>茨城県新人演奏会負担金 2,000,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立県民文化センター 184,870,000円                                      | 出資、補助金及び公の施設の指定管理等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。 |
| 公益財団法人<br>いばらき腎臓<br>財団          | 28. 2. 23 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 281,288,000円                                                                                                                                                               | 出資に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 公益財団法人<br>那珂川沿岸土<br>地改良基金協<br>会 | 28. 2. 25 | 平成26年度 | [出資金]<br>県出資金 300,000,000円<br>[補助金]<br>公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会補助金 6,860,000円                                                                                                                 | 出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。            |
| 学校法人有松<br>学院                    | 28. 2. 26 | 平成26年度 | [補助金]<br>学校法人立等幼稚園経常費等補助金 70,773,000円<br>私立幼稚園休業日等預かり保育推進事業費補助金 440,000円<br>私立幼稚園子育て支援助成事業補助金 300,000円<br>認定こども園等の環境整備等事業費補助金 666,000円                                                   | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                |
| 社会医療法人<br>愛宣会                   | 28. 2. 26 | 平成26年度 | [補助金]<br>医療施設耐震化施設整備費補助金 661,321,000円<br>医療施設整備事業（茨城県北部地域の中核的医療機関施設整備）費補助金 150,000,000円<br>医療施設自家発電装置整備促進事業補助金 12,290,000円<br>救急告示医療機関等運営費補助金 1,200,720円<br>病院内保育所運営費補助金 2,829,000円      | 補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                |

---

# 訓 令

---

( 教 育 委 員 会 )

## 茨城県教育委員会訓令第 1 号

茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の第 1 教育事務所長の部第16項中「市町村立小中学校」を「市町村立学校」に改め、同部第17項中「付則第 2 項」を「附則第 2 項」に、「市町村立中学校」を「市町村立学校」に改める。

付 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

---

## 茨城県教育委員会訓令第 2 号

茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等事務専決規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 学校教育部の部義務教育課の項課長専決事項の欄第 3 項中「市町村立小中学校」を「市町村立学校」に改め、同部保健体育課の項部長専決事項の欄第 2 項中「小中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校」に改める。

付 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

---

( 人 事 委 員 会 )

## 茨城県人事委員会訓令第 2 号

茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務局決裁規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 7 条第 2 項中「総務担当グループ」を「総務課」に改める。

第13条の 2 中「及び担当グループ」を削除する。

第28条第 1 項中「担当グループ（以下「当該担当グループ」という。）」を「担当課（以下「当該担当課」という。）」に、同条第 2 項中「当該担当グループ」を「当該担当課」に改める。

第30条第1項中「総務担当グループ」を「総務課」に、同条第2項中「当該担当グループ」を「当該担当課」に改める。  
第31条第2項中「総務担当グループ又は当該担当グループ」を「総務課又は当該担当課」に改める。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会訓令第3号

茨城県人事委員会事務局におけるグループ制による事務事業の執行に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務局におけるグループ制による事務事業の執行に関する規程を廃止する訓令

茨城県人事委員会事務局におけるグループ制による事務事業の執行に関する規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会訓令第4号

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務決裁規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第1号中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

別表第2人事委員会の権限に属する事務に係るものの欄第1項第1号中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改める。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

茨城県人事委員会訓令第5号

茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務局文書等整理保存規程（昭和61年茨城県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

|             |            |       |  |
|-------------|------------|-------|--|
| 年度 保管文書等管理表 | 人事委員会事務局 課 | グループ名 |  |
|-------------|------------|-------|--|

」を

「

|             |            |
|-------------|------------|
| 年度 保管文書等管理表 | 人事委員会事務局 課 |
|-------------|------------|

」に  
改める。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

#### 茨城県人事委員会訓令第6号

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務決裁規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、第24項第3号及び第25項第3号中「不服申立てについての決定」を「審査請求についての裁決」に改め、第24項を第23項とし、第25項を第24項とする。

別表第3 2 個別専決事項の総務課長の人事委員会の権限に属する事務に係るものの欄中第2項を削り、第1項の項番号を削る。

別表第3 2 個別専決事項の職員課長の人事委員会の権限に属する事務に係るものの欄中「(職員の不利益処分についての異議申立てに関する規則(昭和52年茨城県人事委員会規則第9号)において、審査請求規則の例によるものとされている場合を含む。)」を削り、第5項の次に次の1項を加える。

6 法第58条第5項の規定による労働基準監督機関の職権行使のうち、各種届出及び報告の受理

付 則

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県人事委員会事務決裁規程別表第1第23項第3号及び第24項第3号の規定は、この訓令の施行の日以後に決定されたものについて適用し、同日前に決定されたものについては、なお従前の例による。

## 規 程

( 企 業 局 )

#### 茨城県企業管理規程第3号

茨城県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

茨城県企業局職員安全衛生管理規程（平成17日3月31日茨城県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「健康診断の検査項目その他健康診断」を「この規程に定めるもののほか、第1項に定める健康診断及び前項に定める検査等」に改め、「必要な事項は」の次に「、総括安全衛生管理者が」を加え、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 総括安全衛生管理者は、職員に対し心理的な負担の程度を把握するための検査等を実施しなければならない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

茨城県企業管理規程第 4 号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月31日

茨城県公営企業管理者  
企業局長 中 島 敏 之

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（職務の級分類の基準）

第 8 条 職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の表のとおりとする。

| 組織 | 職務の級           |                |                                |                                                                                        |                                  |                  |                        |          |          |
|----|----------------|----------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------|------------------------|----------|----------|
|    | 9 級            | 8 級            | 7 級                            | 6 級                                                                                    | 5 級                              | 4 級              | 3 級                    | 2 級      | 1 級      |
| 本庁 | 次長<br>参事<br>技監 | 次長<br>参事<br>技監 | 課長<br>室長<br>首席検査監<br>副参事<br>技佐 | 首席検査監<br>副参事<br>技佐<br>課長補佐<br>(総括)<br>室長補佐<br>(総括)<br>課長補佐<br>室長補佐<br>監察監<br>検査監<br>主査 | 課長補佐<br>室長補佐<br>監察監<br>検査監<br>主査 | 企画員<br>係長<br>副主査 | 企画員<br>係長<br>副主査<br>主任 | 主事<br>技師 | 主事<br>技師 |
| 出先 |                |                | 所長<br>センター長<br>副参事<br>技佐       | 所長<br>センター長<br>副参事<br>技佐<br>次長<br>課長<br>場長<br>副場長<br>主査                                | 課長<br>副場長<br>主査                  | 課長<br>係長<br>副主査  | 課長<br>係長<br>副主査<br>主任  | 主事<br>技師 | 主事<br>技師 |

付 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会規程第 1 号

茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成28年 3 月31日

茨城海区漁業調整委員会

会長 別 井 一 栄

茨城海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

茨城海区漁業調整委員会事務局規程（昭和38年茨城海区漁業調整委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「係長」を「副主査，係長」に，第 4 号中「係長」を「副主査，係長」に改める。

付則

この規程は，平成28年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 1 5 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)